



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 日本電信電話株式会社
代表者名 代表取締役社長 島田 明
(コード番号 9432 東証プライム)

**当社子会社（株式会社NTTドコモ）による
住信SBIネット銀行株式会社（証券コード：7163）に対する
公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ**

当社の子会社である株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）は、2025 年 5 月 29 日付で、住信SBIネット銀行株式会社（コード番号：7163、東証スタンダード、以下「住信SBIネット銀行」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること、並びに住信SBIネット銀行及び三井住友信託銀行株式会社との間で業務提携契約を、対象者、SBIホールディングス株式会社及び株式会社SBI証券との間で業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）」といいます。）を、それぞれ締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、NTTドコモが 2025 年 5 月 29 日に公表した、添付の「住信SBIネット銀行株式会社（証券コード：7163）に対する公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本公開買付け及び本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）に関連して、本日付で、SBIホールディングス株式会社（コード番号：8473、東証プライム）と資本業務提携契約を締結いたしました。詳細については、当社が、2025 年 5 月 29 日に公表した、「SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

株式会社NTTドコモの概要

所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 前田 義晃
事 業 内 容	コンシューマ通信事業、スマートライフ事業、その他の事業
資 本 金	949,679 百万円（2025 年 3 月 31 日現在）

以 上

本資料は、日本電信電話株式会社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社NTTドコモ（公開買付者）が日本電信電話株式会社（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

本件に関する問い合わせ先
財務部門 IR 室 赤石、大島
Tel: 03-6838-5481

2025年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ
代表者名 代表取締役社長 前田 義晃
問合せ先 グループ事業推進部
事業企画担当 北川、大塚
03-5156-1688

住信SBIネット銀行株式会社（証券コード：7163）に対する 公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ

株式会社NTTドコモ（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年5月29日、住信SBIネット銀行株式会社（コード番号：7163、東証スタンダード、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること、並びに対象者及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間で、業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）」といいます。）を、対象者、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といい、三井住友信託銀行と総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）及び株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）との間で、業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）」といいます。）を、それぞれ締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年5月29日開催の取締役会において、対象者を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び三井住友信託銀行が所有する本三井住友信託銀行所有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者及び公開買付者の親会社である日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。なお、2025年7月1日付でNTT株式会社への商号変更が予定されております。）は、対象者株式を所有しておりません。

また、公開買付者は、2025年5月29日開催の取締役会において、対象者及び三井住友信託銀行との間で、本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）を、対象者、SBIホールディングス、SBI証券との間で、本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を、それぞれ締結することを決議いたしました。本業務提携契約の内容については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」の「⑥本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）」及び「⑦本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）」をご参照ください。

本取引は、①本公開買付け、②公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行が所有する対象者株式（51,552,600株、所有割合（注1）：34.19%。以下「本三井住友信託銀行所有株式」といいます。）及びSBIホールディングスが所有する対象者株式（51,552,600株、所有割合：34.19%。以下「本SBIホールディングス所有株式」といい、本三井住友信託銀行所有株式と総称して、以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかった場合に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）

す。)を通じて、対象者株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施すること、③本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する本SBIホールディングス所有株式(本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。)の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施するために必要な分配可能額、本自己株式取得に係る資金、対象者が本株式併合により生じた端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する株式を買い取るために必要な金額等を確保するために本株式併合の効力発生後に行う、(i)公開買付者を引受人とする種類株式(普通株式対価の取得請求権が付された無議決権株式)の第三者割当増資の方法による公開買付者による対象者に対する資金提供(以下「本資金提供」といいます。)(注2)、及び(ii)会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注3)を行うこと、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成されます。これらの取引の結果、最終的に、公開買付者及び三井住友信託銀行のみが対象者の株主となり(議決権比率:50.00%:50.00%)、公開買付者は、三井住友信託銀行との間の本株主間契約(以下に定義します。)を前提に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第8条第3項の支配力基準に基づき、対象者を公開買付者の連結子会社とすること(なお、対象者は三井住友信託銀行の持分法適用関連会社となります。)を企図しております。

なお、対象者による本SBIホールディングス所有株式の取得価格(本株式併合前1株あたり。以下「本自己株式取得価格」といいます。)の算出においては、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSBIホールディングスについて、(i)本自己株式取得価格(3,614.84円)にて本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にSBIホールディングスが本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格(4,900円。以下「本公開買付け価格」といいます。)で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額として計算される金額と同等となる金額を基準として設定しております。

本株式併合の詳細につきましては下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」を、本資金提供、本減資等及び本自己株式取得の詳細につきましては下記「Ⅲ.本公開買付けの実施後」をそれぞれご参照ください。

(注1)「所有割合」とは、(i)対象者が2025年5月9日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(150,793,800株)から、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(14,104株)を控除した株式数(150,779,696株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

(注2)本日現在、当該第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議は行われておりません。本資金提供の金額は、対象者において、本SBIホールディングス所有株式(本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。)に本自己株式取得価格である3,614.84円を乗じた金額及び対象者が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な金額を拠出することが可能な金額とすることを想定しておりますが、具体的な金額は本日現在未定です。本資金提供に係る第三者割当増資に係る払込価額が公開買付者に特に有利な金額(会社法第199条第3項)に該当することは想定しておりませんが、仮に該当する場合には、対象者と協議し、対象者における株主総会の特別決議等、法令上必要な手続を経る予定です。

なお、仮に本資金提供により発行される種類株式が全て普通株式に転換された場合の公開買付者及び三井住友信託銀行の議決権比率は65.81%:34.19%となりますが、公開買付者及び三井住友信託銀行は、本取引後における両社の議決権比率を50.00%:50.00%とすることを本株主間契約において合意しており、公開買付者が当該種類株式について三井住友信託銀行の同意なく普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを合意しているため、公開買付者の議決権比率が50.00%を上回ることは想定されません。

(注3)公開買付者は、本減資等において、対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替えることを対象者に対して要請する予定です。

本公開買付けに際して、2025年5月29日付で、公開買付者、対象者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及びSBIホールディングスの子会社であるSBI証券の間で、本取引に関連する以下の各契約等が合意・締結されております。

(i) 本基本契約

公開買付者、対象者、並びに対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの間の、①三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について定めた契約（以下「本基本契約」といいます。）

(ii) 本株主間契約

公開買付者と三井住友信託銀行の間の、本取引後の対象者の運営並びに対象者株式の取扱いに関する内容について定めた契約（以下「本株主間契約」といいます。）

(iii) 本運営覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者による公開買付者・三井住友信託銀行への事前承諾事項・事前相談事項・報告事項を含む、本取引後の対象者の運営について定めた覚書（以下「本運営覚書」といいます。）

(iv) 本協議会規則

公開買付者と三井住友信託銀行の間の、本株主間契約に関連して、対象者において今後設置する協議会等の運用方法について定めたもの（以下「本協議会規則」といいます。）

(v) 本遵守覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者が、本株主間契約及び本協議会規則に関する事項を遵守する旨の覚書（以下「本遵守覚書」といいます。）

(vi) 本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者とその株主となる公開買付者及び三井住友信託銀行間での業務提携について定める業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）」といいます。）

(vii) 本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）

公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券の間の、対象者とSBI証券間の既存の業務提携の継続について定めた契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）」といいます。）

また、公開買付者及び対象者は、本株式併合の効力発生後、本取引に関連し、以下の各契約等について合意することを検討しております。これらの各契約等の詳細については、今後協議・交渉の上検討することを想定しており、本日現在、具体的な内容は未定です。

(viii) 本業務提携契約（公開買付者・対象者）

公開買付者と対象者の間の、両社間の業務提携について定める業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・対象者）」といいます。）

(ix) 本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）

公開買付者と対象者の間の、公開買付者の関係会社管理規程やN T Tのグループ経営運営費について定めた契約、覚書等（以下「本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）」といいます。）

(x) 本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）

三井住友信託銀行と対象者の間の、三井住友信託銀行の関係会社管理規程や三井住友信託銀行のグループ経営運営費について定めた契約、覚書等（以下「本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）」といいます。）

以上の各契約等の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、対象者株式の非公開化を企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、公開買付者は応募株式の全部の買付け等を行います。

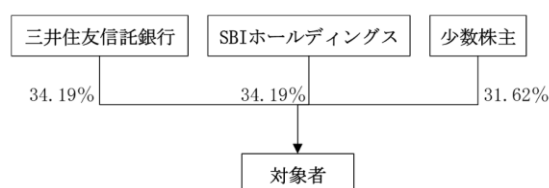
また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりません。これは、買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたためです。なお、本スクイズアウト手続の一環として本株式併合を実施するに当たっては、対象者において会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議が要件となりますが、公開買付者は、本基本契約において、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを合意していること、また、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計（1,031,052個）は、本基準株式数（150,779,696株）に係る議決権数（1,507,796個）の3分の2を超えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しなくても、本スクイズアウト手続を確実に実行することができると考えております。

本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

<本取引の概要及びスキーム図>

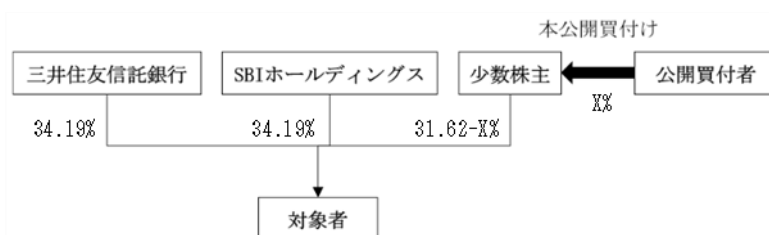
I. 本公開買付けの実施前

本日現在、対象者株式については、三井住友信託銀行が 51,552,600 株（所有割合：34.19%）を、SBIホールディングスが 51,552,600 株（所有割合：34.19%）を、少数株主が残りの 47,674,496 株（所有割合：31.62%）を所有しております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。



II. 本公開買付け（2025年5月30日～7月10日（予定））

公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが所有する本不応募合意株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施します（本公開買付価格は、4,900円。）。

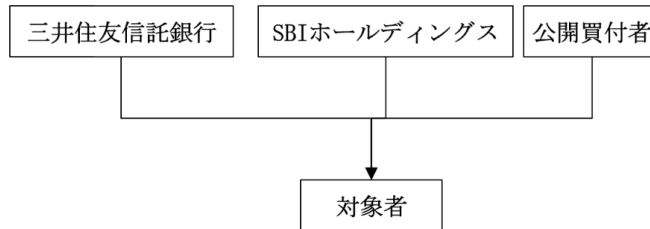


III. 本公開買付けの実施後

① 本株式併合（2025年9月頃（予定））

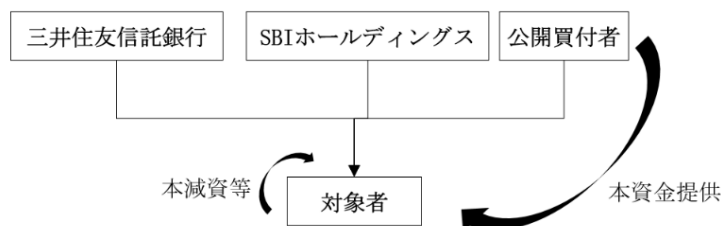
公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが所有する本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本株式併合

の手の続の実行を要請し、対象者株主を公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスのみとするための手続を実施します。なお、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数に相当する対象者株式を対象者が買い取ることによって得られる金銭が交付されることを想定しております。詳細については下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。



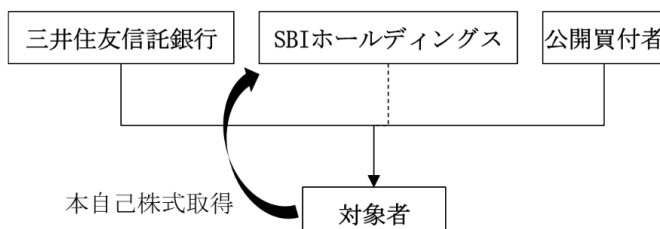
② 本資金提供及び本減資等（2025年10月頃（予定））

本株式併合の効力発生後に、下記③の本自己株式取得に必要となる資金、分配可能額、対象者が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する対象者株式を買い取るために必要な金額等を確保するため、対象者は公開買付者のみを割当先とする無議決権株式の発行による第三者割当増資を実施し、公開買付者は対象者へ本資金提供を実施します。その上で、対象者は下記③の本自己株式取得に必要となる分配可能額等を確保するために本減資等（資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替え）を実施します。



③ 本自己株式取得（2025年10月頃（予定））

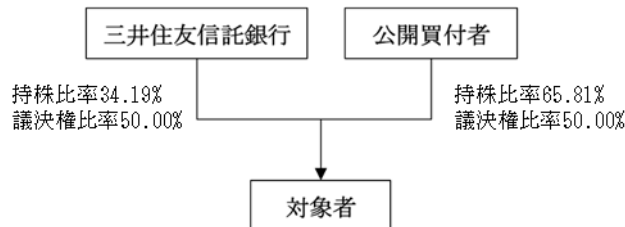
対象者は上記②の本資金提供及び本減資等により確保された資金及び分配可能額を活用して、本SBIホールディングス所有株式を取得する本自己株式取得を実施します（本自己株式取得価格は、3,614.84円。）。



④ 本取引後

本取引後、2025年11月頃（予定）、公開買付者の所有する無議決権株式の株式分割及び一部無議決権株式の普通株式への転換又は内容変更により、公開買付者及び三井住友信託銀行

の議決権比率を 50.00%：50.00%とします（転換・内容変更の方法や具体的な内容については、本日現在未定です。）。なお、本取引後の公開買付者及び三井住友信託銀行の持株比率を 65.81%：34.19%、議決権比率を 50.00%：50.00%とするため、公開買付者は本取引後も無議決権株式の一部を普通株式への転換又は内容変更をすることなく保有します。本取引後において、対象者は公開買付者の連結子会社、三井住友信託銀行の持分法適用関連会社となります。



なお、対象者が 2025 年 5 月 29 日付で公表した「株式会社NTTドコモによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2025 年 5 月 29 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1991 年 8 月に NTT の出資により エヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立されました。その後、商号を、1992 年 4 月に エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社に、2000 年 4 月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに、2013 年 10 月に現在の社名である株式会社 NTT ドコモに変更しました。公開買付者が提供している移動通信サービスは、NTT において無線呼出サービス（ポケットベル）が 1968 年 7 月に東京 23 区で開始され、自動車電話サービスが 1979 年 12 月に同じく東京地区で開始されたことを起源としております。その後、公開買付者は、1992 年 7 月に NTT より移動通信事業（携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話）を譲り受けて、営業を開始し、1998 年 10 月に東京証券取引所市場第一部に、2002 年 3 月にロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所にそれぞれ上場しました。その後、2014 年 3 月にロンドン証券取引所において、2018 年 4 月にニューヨーク証券取引所において、それぞれ上場廃止となり、2020 年 12 月には NTT による完全子会社化によって、東京証券取引所市場第一部においても上場廃止となりました。

本日現在、公開買付者のグループは、公開買付者、連結子会社 50 社及び持分法適用関連会社 20 社（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）により構成され、通信事業（携帯電話サービス、光ブロードバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売等）、スマートライフ事業（動画配信・音楽配信・電子書籍サービス等の d マーケットを通じたサービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス等）及びその他の事業（補償サービス、法人 I o T（注 1）、システム開発・販売・保守受託等）を展開しております。

(注1) Internet of Thingsの略称であり、身の回りのあらゆるモノがインターネットに接続され、相互に通信しデータをやり取りする仕組みのことをいいます。公開買付者は、自社の持つ通信技術を活用し、顧客のニーズに合わせたIoTソリューションを提供しております。

公開買付者は創業以来、通信技術を進化させ、その進化に基づきさまざまな仕組みやサービスを生み出し、社会を豊かにすることを目指してまいりました。そして、人と人、人とモノ、人と社会、企業と社会など、新しいつながりを生み出し、育み、その価値を社会に、世界中に広げていけるような会社でありたいとの思いを込めて、「テクノロジーと人間力で新しいつながりを生み、心躍る価値創造で、世界を豊かに、幸せに。」というグループビジョンと、「つなごう。驚きを。幸せを。」というスローガンを掲げています。「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」に向けて、個人の能力を最大限に活かし、お客さまに心から満足していただける、よりパーソナルなコミュニケーションの確立を目指してまいりました。

公開買付者グループは大きくコンシューマ事業と法人事業の2つの事業を展開しており、コンシューマ事業では通信事業とともに、通信に代わる事業の柱としていわゆる非通信分野にあたるスマートライフ事業に力を入れ、事業拡大を図っております。特に金融決済サービス事業はスマートライフ事業の収益の柱として位置づけており、更なる成長を目指しております。公開買付者としては個人や家族のニーズに合った各種金融サービス（dカード・d払い等の決済サービス、THEO+docomo等の投資サービス、AI ほけん等の保険サービス、dスマホローン等の融資サービスを提供しております。中でも個人や家族のニーズに合ったサービスとしては、おトクに敏感な若年層のニーズに応えたdカードゴールドU（29歳以下限定のゴールドカード）、気軽に保険に申し込みたいというニーズに応えたドコモスマート保険ナビ（24時間365日ネット経由で利用可能な、保険の比較・申込サービス）、顧客の多様化する資金ニーズに応えたdスマホローン（スマホだけで手続きが完結する個人向けローンサービス）等がございます。）をラインナップし、適切なサービスを適切なタイミングで提供する事を目指しております。サービスの提供に当たっては、自前での提供のみならず、マネックス証券株式会社（公開買付者の連結子会社であり、以下「マネックス証券」といいます。）、株式会社ドコモ・ファイナンス（公開買付者の連結子会社であり、以下「ドコモ・ファイナンス」といいます。）といったパートナーとの資本提携を通じて金融の様々な領域に進出し、ドコモユーザが高い利便性・利得性を享受できるようなサービス提供を目指してまいりました。

一方、対象者は、1986年6月に住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行）の事務を受託する完全子会社である住信ビジネスサービス株式会社として設立され、2004年9月に住信パーソナルサービス株式会社に当時の対象者の全業務を承継させる会社分割を実施した上で、住信オフィスサービス株式会社へ商号を変更したとのことです。2005年10月に三井住友信託銀行とSBIホールディングスとの間でインターネットを主要な取引チャネルとする銀行を共同で運営する旨の合意がなされ、その後2006年4月にSBIホールディングスを引受先とした第三者割当増資を実施し、銀行設立準備会社への業態転換に伴い株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社に商号を変更したのち、2007年9月に銀行免許の予備認可を受理し、住信SBIネット銀行株式会社に商号を変更、同月に銀行業の営業免許を取得し営業を開始したとのことです。2023年3月に東京証券取引所スタンダード市場に上場し、現在に至っているとのことです。

本日現在、対象者のグループは、対象者、連結子会社7社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、「デジタルバンク事業」、「BaaS（注2）事業」、「THEMIX事業」の3つのセグメントで事業を展開しているとのことです（以下「対象者グループ」といいます。）。「デジタルバンク事業」では、主にモバイルアプリやインターネットをチャネルとした預金業務や貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務等の金融サービスを提供しているとのことです。「BaaS事業」では、提携先の企業に銀行機能を提供する事業を営んでいるとのことです。提携先は、対象者が提供する銀行機能を活用することにより、銀行事業を展開することができるようになる一方で、提携先の顧客は、デジタルバンク事業と同様の商品やサービスを利用できるようになるとのこと

です。「THEMIX 事業」では、顧客から利用同意を受けたデータを活用したデータマーケティングや広告等のビジネス（金融データプラットフォームビジネス）、林業・林政 DX（注3）（DX プラットフォームビジネス）、及びカーボンクレジット（注4）に係る支援ビジネス（カーボンクレジットプラットフォームビジネス）などの非金融業務を営んでいるとのことです。

- （注2）Banking as a Serviceの略称であり、金融機関以外の事業会社等の提携先が、API（Application Programming Interfaceの略称であり、異なるソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐ仕組みを指します。）等を通じて、銀行が有するシステムに接続することで、銀行が手掛ける預金、貸出、決済等の金融サービスを自社サービスの一部として提携先の顧客に提供できるようにする仕組みのことをいうとのことです。
- （注3）林業や林政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用して業務プロセスやサービスを変革し、効率を向上させる取り組みを指します。）を実現するための取り組みをいうとのことです。
- （注4）企業が、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林経営等の取り組みにより生み出した、温室効果ガスの削減量や吸収量等の削減効果を、手形（クレジット）のように発行し、企業間で取引することを可能とする仕組みをいうとのことです。

対象者の中長期的な戦略としては、「テクノロジーと公正の精神で、豊かさが循環する社会を創っていく」というコーポレートスローガンのもと、「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、今後も、ステークホルダーの皆様には選ばれる銀行であり続けるため、これまでの成長を支えてきたテクノロジーの強化やアライアンスの拡大によって革新的なビジネスモデルの創造や商品開発を行い、更なる顧客利便性の向上や高い顧客満足度を実現することにより、更なる成長の実現を図る方針とのことです。さらに、銀行を超えた存在へ進化すべく、最先端のテクノロジーとデータを駆使した新規事業領域への進出、及び、今後の更なる成長や拡大を支える基盤となる、安定した経営管理・組織運営の実現を目指しているとのことです。

一方で、インターネット専門銀行（以下「ネット銀行」といいます。）（注5）である対象者を取り巻く事業環境や競争環境は大きく変化していると捉えているとのことです。対象者の開業以降、インターネットを活用した金融取引は、スマートフォンやタブレット等の身近なデジタルデバイスの普及等に伴い拡大が進んできた一方、近年では国内 IT 企業を始めとする大手企業によるネット銀行への参入、大手銀行によるデジタルサービスを活用した個人金融ビジネスの強化等、競争環境が激化していると捉えているとのことです。

また、対象者を取り巻く金融資本市場においても、日本銀行による金融政策決定会合の結果として公表されているとおり、2024 年3月にマイナス金利政策の解除とイールドカーブコントロールの撤廃、その後7月には政策金利を0.25%とする利上げ、2025年1月には0.50%とする利上げがそれぞれ決定される等、大きな変化の局面を迎えているとのことです。

- （注5）実店舗を持たず、インターネットを中心にサービスを提供する銀行をいうとのことです。

対象者創設以来、対象者の筆頭株主である三井住友信託銀行は、銀行経営及びリスク管理のノウハウを、同じく対象者の筆頭株主であるSBIホールディングスは、インターネット金融サービス及びインターネット関連事業のノウハウを、対象者へ各々提供し、銀行・証券・信託の融合及びネット・リアル金融の融合を実現するお客さま中心の革新的なネット銀行として成長させるべく、対象者を支えてきたとのことです。そして、対象者のさらなる企業価値向上を目指すうえでは、大規模な顧客基盤を持つ更なるパートナー企業との提携が有力な選択肢となり得ると考えていたとのことです。

そのような中、三井住友信託銀行より公開買付者の親会社であるNTTに対して公開買付者による対象者に対する資本参画の可能性を含む業務提携について意見交換の打診があり、2022年12月中旬に、NTTと三井住友信託銀行との間で公開買付者による対象者に対する出資の可能性を含めた業務提携について初期的な協議が行われ、その協議結果を踏まえ、2023年2月中旬にはNTTグループの中で特に対象者との事業親和性が高いと考えられる公開買付者と三井住友信託銀行との間でも業務提携について初期的な協議を行いました。以降、公開買付者は、三井住友信託

銀行との間で、公開買付者による対象者への資本参加、業務提携及びその効果について初期的な議論を重ね、対象者に対する理解を深めてまいりました。

上記の三井住友信託銀行との初期的な協議以降、公開買付者は、自社のサービスをさらに進化させ、お客さまのライフステージに合わせたワンストップの金融サービスの提供を目指すに当たっては、銀行事業への参入が重要であると考え、検討を進めてまいりました。一方で、銀行事業を取り巻く事業環境としては、長期にわたり超低金利環境が続いた我が国において「金利のある世界」へ回帰する中で、貸出金利の見直しによる収益力強化が期待できる反面、預金確保に向けた他銀行との預金獲得の競争に加えて、昨今伝統的銀行のみならず、通信事業者含め異業種も積極的に銀行業に参入する中で、各行がポイントの活用等によって銀行・決済・証券等金融サービス並びに通信サービス等も含めた自社グループのサービスを一体的に提供する形で経済圏を確立しようとしており、競争環境がさらに激化してきているものと理解をしております。公開買付者は、三井住友信託銀行との継続的な協議及びそれを踏まえた検討の結果、2023 年 6 月上旬に、このような事業環境の中で、創業来、積極的なテクノロジー投資を通じセキュリティや UI/UX（注 6）に優れたアプリや、AI による与信審査等の最先端テクノロジーを駆使したプラットフォームサービスの開発・提供に取り組むなど、銀行を超えた「テックカンパニー」として新しい価値の創出をし、時代を先取るプラットフォームサービスの開発・提供を行ってきた対象者とともに、公開買付者が有する d ポイントクラブ約 1 億会員（ただし、各個人において複数保有されている会員アカウントや、長期的に非アクティブとなっている会員アカウントも含みます。）という会員基盤、チャンネルを最大限活用することで、先進的な銀行サービスの展開を行っていきたいとの考えに、2023 年 6 月上旬の三井住友信託銀行との議論を経て、至りました。

（注 6）UI はユーザーインターフェース（ユーザーが製品やサービスを利用する際の見え方や操作部分。例えば、アプリのボタンやメニューの配置、テキストのフォント等を指します。）、UX はユーザーエクスペリエンス（ユーザーが製品やサービスを利用して得られる体験全体。）をいいます。

その後、公開買付者は、2023 年 6 月下旬、上場維持も選択肢とした上で公開買付者が対象者を連結子会社とすることを希望する旨三井住友信託銀行へ申し入れ、2023 年 8 月下旬には三井住友信託銀行を介し、SBI ホールディングスに対し、公開買付者による対象者への資本参加及び業務提携について三井住友信託銀行と公開買付者との間で初期的な協議をしている旨の情報を共有しました。2023 年 12 月上旬以降は、公開買付者及び三井住友信託銀行の間で協議を進めるとともに、三井住友信託銀行を介して公開買付者の意向を SBI ホールディングスに伝達し、3 社間において、対象者の企業価値向上及び対象者を含めた 4 社でのシナジー創出に関する協議を進めました。2024 年 6 月 13 日には公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスの 3 社にて本取引実現に向けてより具体的な協議を開始し、公開買付者、三井住友信託銀行、SBI ホールディングス及び対象者の 4 社の強固な提携関係を実現するため、公開買付者による対象者の連結子会社化、対象者の非公開化を軸に検討を開始しました。

公開買付者は、2024 年 6 月 14 日に公開買付者、対象者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスから独立した財務アドバイザーとして BofA 証券株式会社（以下「BofA 証券」といいます。）を、2024 年 6 月 17 日に公開買付者、対象者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスから独立した法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任して、対象者への資本参加について本格的な検討を進めました。

本取引の検討を進める中、公開買付者及び三井住友信託銀行は、2024 年 8 月上旬に、SBI ホールディングスより、その所有する対象者株式の全ての売却について、公開買付者と協議を進める意向がある旨の情報連携を受け、公開買付者及び三井住友信託銀行のみが対象者の株主となることを前提とした協議を開始しました。

公開買付者は、決済・投資・融資・保険サービスを幅広くラインナップし、顧客のニーズ・ライフステージに合わせた多種多様なサービスを適切なタイミングでワンストップ提供していくことを目指しており、本取引を通じて銀行業に参入することにより、目指す姿の実現ができるものと考えました。まず、全国約 2,000 店のドコモブランドショップ等の販売チャネルやサービス連

携を通じた銀行口座の獲得、口座獲得を通じた預金の運用による銀行利益の拡大が可能と考えております。また、公開買付者における携帯電話回線利用料金や d カード請求代金の口座振替等に係る、金融機関に支払う事業コストの内製化によるシナジーを想定しております。さらに、携帯電話事業者ならではの強みを活かし、携帯電話回線や金融サービスと銀行口座の重複利用による特典付与等を通じて、新たな金融の顧客接点の獲得及びサービス解約率の抑止、利用単金の向上が可能になると考えております。

また、公開買付者としては、対象者の非公開化により、対象者においてデメリット（役職員のモチベーション低下や人材の維持・確保といった人材面のデメリットや、SBIホールディングスと対象者のシステム連携の解消によるSBIホールディングスから対象者への送客数の減少といったビジネス面のデメリット及びSBIホールディングスから対象者へ派遣する役職員の人員の減少といったガバナンス面でのデメリット）が生じる可能性も考慮しつつ、人材面のデメリットについては雇用条件の維持に加えて公開買付者との提携によりカバーすることが可能、ビジネス面のデメリットについては対象者の価値毀損を防ぐべく引き続きSBIホールディングスとの提携を継続することでカバーすることが可能、ガバナンス面でのデメリットについては三井住友信託銀行や公開買付者からの人材派遣によりカバーすることが可能であると判断し、さらに、これらのデメリットを上回る、以下の効果及びメリットが得られるものと考えました。

- (1) デジタルバンク事業における口座数伸長、メインバンク化に伴う預金残高拡大による成長
公開買付者は d ポイントクラブ約 1 億会員、携帯電話サービス約 9,000 万契約、d カード約 1,800 万会員等の顧客基盤を有しており、これらの顧客に対して対象者の銀行口座の開設を促すことにより、口座数の獲得を支援することが可能と考えております。

またドコモサービスの利用状況に応じた d ポイント還元や d カード・d 払いやマネックス証券等のドコモサービスとの連携を通じて利便性・利得性を向上することにより、対象者のメインバンク化の推進及び預金残高の拡大を支援することができると考えております。

- (2) モーゲージプラットフォーム領域（注 7）における顧客基盤の拡大及び収益性の向上による成長

公開買付者の顧客を対象に公開買付者の提供するサービスの利用状況に応じて金利を優遇する等の新たな特典設計やドコモショップを運営する代理店とのネットワークを活用することで対象者の銀行代理事業者が運営するローンプラザ拠点のさらなる拡大を支援することが可能と考えております。また、公開買付者の保有する顧客データ等を活用した AI 審査モデルの高度化に取り組むことで、信用コストの低下や審査オペレーションの効率化を実現し、対象者の住宅ローン商品の収益性の向上を支援することが可能と考えております。その他にも、ドコモ・ファイナンスが保有する全国の住宅ローン販売網にて、現在ドコモ・ファイナンスの主力商材であるフラット 35 に加え、新たに対象者の提供する変動金利型住宅ローンを取り扱うことで、対象者の住宅ローン販売機会が増大（ドコモ・ファイナンスの販売手数料の増大にも寄与）すると考えております。

- (3) BaaS 事業のプラットフォーム及びケイパビリティ拡大

公開買付者は法人事業において主要な大企業や全国 47 都道府県の中堅企業といった顧客とのネットワークを有しており、当該法人顧客に対して、対象者の BaaS プラットフォームを提案し、BaaS 事業のさらなる拡大を支援することが可能になると考えております。さらに、公開買付者がこれまで培ってきた DX 支援のノウハウの活用により、対象者のコンサルティング能力及びシステム開発力を強化し、提携パートナーの顧客課題解決力の向上に資することが可能になると考えております。

- (4) THEMIX 事業の進化を通じた銀行を越えたテックカンパニーへの深化

公開買付者・NTTグループは、ICT（注 8）分野を中心に幅広い事業に取り組んでおり、大規模データ収集・分析技術、AI・機械学習技術等を有しているため、対象者の提供する

THEMIX 事業との融合により、マーケティング施策や予測モデルの精度向上を含む新たな価値創出に貢献するとともに、対象者のめざす、銀行を超えた「テックカンパニー」への進化を支援することが可能と考えております。

- (注7) 対象者における住宅ローン事業をいいます。さまざまなお客さまのニーズに合わせた魅力ある商品ラインナップをHIGH Tech（最先端技術の活用）とHIGH Touch（顧客接点の強化）の組み合わせによる優れたビジネスモデルで展開することで、成長し続けている事業領域であると考えております。
- (注8) Information and Communication Technologyの略称であり、デジタル化された情報をインターネットなどの通信を利用して伝達する技術をいいます。

また、三井住友信託銀行によれば、対象者は優れた UI/UX により、決済サービス等日常的に利便性高くご利用いただける銀行サービスを提供し、三井住友信託銀行にとって異なる強み・顧客基盤を持つ重要なデジタルチャネルとして、グループ戦略上重要な位置付けであるとのこと。本取引により公開買付者と対象者の資本業務提携が実現し、対象者の顧客基盤の飛躍的拡大と、新たなサービス等による利便性向上による顧客接点強化が実現することは、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、三井住友信託銀行にとっても、強みのあるライフステージ等に応じたトータルコンサルティング、不動産、相続といった信託銀行らしい商品・サービスの将来提供余地の拡大に資するものと考えているとのこと。三井住友信託銀行は、本取引を通じ、全てのお客さまの「ファイナンシャル ウェルビーイング」を実現し、人生 100 年時代におけるお客さまのベストパートナーとなることを目指しているとのこと。

その後、2024 年 8 月上旬に公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスは、対象者の非公開化などを通じた一連の取引により、公開買付者と三井住友信託銀行のみが対象者の株主となる本取引の実施意向につき方針を固めるに至りました。2024 年 12 月 9 日、公開買付者は三井住友信託銀行と共同で、対象者に対して、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を持たない意向表明書（以下「前回意向表明書」といいます。）を提出いたしました。その後、公開買付者は、2024 年 12 月下旬から 2025 年 2 月上旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者グループの詳細を理解するためのインタビュー等を実施し、並行して、2025 年 1 月中旬から 2025 年 2 月上旬にかけて、対象者との間で、20 回以上にわたって本取引の目的、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行いました。

また、公開買付者は 2024 年 11 月上旬に、SBI ホールディングスから、NTT による SBI ホールディングスへの出資を含む資本業務提携（以下「本資本業務提携（SBI）」といいます。）の提案を受けました。SBI ホールディングスは、金融事業を中核に幅広い事業を展開しており、公開買付者及び NTT と親和性の高い事業（株式会社 SBI 新生銀行、SBI 証券、SBI インシュアランスグループ株式会社、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社等）を複数運営していることから、公開買付者及び NTT は、SBI ホールディングスとの協業によって公開買付者及び NTT 並びに SBI ホールディングスにおける一層の事業発展を追求することができると判断し、2024 年 12 月上旬に公開買付者及び NTT の連名により、最大 27,000,000 株（所有割合（SBI）（注9）：8.92%）の SBI ホールディングス株式の取得を行うことについて、SBI ホールディングスへ意向表明書（以下「資本業務提携意向表明書」といいます。）を提出し、本資本業務提携（SBI）について具体的に検討を開始することにいたしました。なお、公開買付者は、本資本業務提携（SBI）について、その発行価額等の条件を、東京証券取引所プライム市場における SBI ホールディングス株式の株価、SBI ホールディングスに対して別途デュー・ディリジェンスを実施するなどして算出した同社の事業価値を基に検討しており、SBI ホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであることから、本公開買付けに関する対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性に係る法の規定（法第 27 条の 2 第 3 項）に反するものではなく、またその趣旨にも反するものではないと考えて

おります。

(注9) 「所有割合（SBI）」とは、SBIホールディングスが2024年11月8日に公表した「2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「SBI決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数（302,736,607株）から、SBI決算短信に記載された2024年9月30日現在のSBIホールディングスが所有する自己株式数（32,074株）を控除した株式数（302,704,533株）に対する割合をいいます。

2024年12月上旬以降、公開買付者及びNTTとSBIホールディングスは、以下の領域における協業に関する協議や出資形態を含む出資のあり方等に関する協議を行いました。また、公開買付者及びNTTは、協議と並行し、2025年1月中旬以降から、SBIホールディングスに対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

- (1) 対象者とSBI証券間の業務提携の継続
- (2) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社による、公開買付者の顧客向けのプロダクト開発・販売（投資信託等の組成を検討中）
- (3) 株式会社NTTデータグループによる、SBIグループ金融サービス事業各社向けのシステム開発
- (4) SBIスマートエナジー株式会社とNTTアノードエナジー株式会社による、再生エネルギー事業に関する協業

かかる検討の結果、公開買付者は、2025年2月5日、対象者及びSBIホールディングスに対して本取引のストラクチャー、本公開買付価格及び本自己株式取得価格に関する具体的な提案を提示し、また、同日、SBIホールディングスに対して本資本業務提携（SBI）の出資比率（第三者割当増資による13,500,000株の取得、所有割合（SBI）：4.46%）及び価格に関する具体的な提案を提示いたしました（なお、本取引のストラクチャーについては、最終的に、公開買付者が対象者の65.81%の株式を取得し、議決権比率を50.00%とすることを目的とする、公開買付け及び対象者による自己株式取得等を通じた非公開化の手法を提案いたしました。以下同様です。）。本公開買付価格については、公開買付者は、2024年12月下旬から2025年2月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの実施状況、及びBoFA証券による対象者株式の評価分析等を総合的に勘案し、2025年2月5日、対象者に対して、本公開買付価格を4,640円とすることを検討する旨を伝達いたしました。なお、本公開買付価格として提案した4,640円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道がなされた2024年11月28日の前営業日である2024年11月27日の終値2,905円に対して59.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,830円に対して63.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,806円に対して65.36%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,841円に対して63.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かつ、当該提案日前営業日（2025年2月4日）の終値4,640円と同額、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値4,050円に対して14.57%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,595円に対して29.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,178円に対して46.00%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。対象者は、当該提案を受けて、2025年2月6日、公開買付者に対して、当該提案における本公開買付価格である4,640円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、本取引の実施を前提としない場合の対象者の本源的価値と比較しても大幅に不十分として、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。しかし、公開買付者及びNTTとSBIホールディングスの間で本資本業務提携（SBI）における上記の出資比率及び本公開買付価格について折り合わず、2025年2月7日、公開買付者及びNTTは、本取引及び本資本業務提携（SBI）の検討を終了する判断に至りました。その後、2025年2月7日、公開買付者は、対象者及び三井住友信託銀行に対しても、本取引の検討を終了する旨の連絡をいたしました。

もともと、公開買付者は、その後も、改めて本取引について対象者へ打診することを引き続き検討してまいりました。そして、公開買付者及び三井住友信託銀行は、両社の間で本取引のストラクチャーや協業体制につき意見交換や協議を重ねる中で、対象者の企業価値向上のためには大規模な顧客基盤を持つ更なるパートナー企業との提携が必要であるとの認識を改めて確認し、公開買付者における本取引の意義や重要性も踏まえ検討を続けた結果、2025 年 4 月上旬、本取引の実行により、公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者間において事業シナジーを最大限発揮できると再度確信するに至りました。かかる協議を経て、2025 年 4 月中旬に、公開買付者及びNTTはSBIホールディングスに対し、本資本業務提携（SBI）に関する出資比率の条件を資本業務提携意向表明書において記載した最大の株式数 27,000,000 株（所有割合（SBI）：8.92%）に見直すこと、並びに本公開買付価格及び自己株式取得価格についても見直す旨の意向を表明し、本取引及び資本業務提携の検討を再開したい旨の申し入れを行った結果、SBIホールディングスはかかる検討の再開を承諾しました。そのため、公開買付者及び三井住友信託銀行は、2025 年 4 月 28 日、対象者に対しても、改めて法的拘束力を持たない本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出した結果、対象者がかかる検討の再開を承諾したため、公開買付者は対象者との本取引に関する協議を再開するに至りました。

その後、公開買付者は、2025 年 5 月初旬から下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025 年 4 月下旬から 2025 年 5 月下旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行いました。また公開買付者は、対象者から、2025 年 3 月期の業績動向や足許の市場環境の変化等を勘案して作成した、2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの対象者の修正事業計画（以下「対象者修正事業計画」といいます。）を受領いたしました。

かかる検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2025 年 5 月 16 日、対象者及びSBIホールディングスに対して本取引の具体的な価格に関する提案を提示しました。公開買付者は、2025 年 5 月初旬から下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの実施状況、2025 年 3 月期の対象者の業績動向に基づく BofA 証券による対象者株式の評価分析等を総合的に勘案し、本公開買付価格を 4,300 円とすることを検討する旨を伝達いたしました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025 年 5 月 15 日）の終値 3,370 円に対して 27.60%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,732 円に対して 15.22%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,928 円に対して 9.47%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,878 円に対して 10.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、本特別委員会（以下に定義します。）から、当該本公開買付価格は、対象者株式の本源的価値と比較して著しく不十分な価格であり、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、対象者修正事業計画における一定の下方修正も対象者の収益力・収益性に本質的に影響するものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は、2025 年 5 月 20 日、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を 4,700 円とする旨を伝達いたしました。なお、当該価格は、当該提案日（2025 年 5 月 20 日）の終値 3,370 円に対して 39.47%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,676 円に対して 27.86%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,848 円に対して 22.14%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,890 円に対して 20.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、本特別委員会から、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、SBIホールディングスからも、対象者の本源的価値を極めて低く評価しており、到底容認できるものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。

公開買付者は、上記の回答を真摯に検討し、対象者及びSBIホールディングスとの間で協議・交渉を重ね、2025 年 5 月 26 日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格 4,810 円での提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025 年 5 月 23 日）の終値 3,290 円に対して 46.20%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,586 円に対して

34.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,808円に対して26.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,889円に対して23.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

同日、本特別委員会から、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、SBIホールディングスからも、依然として容認できるものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。

再検討の要請を受け、公開買付者は2025年5月27日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を4,870円とする提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月26日）の終値3,230円に対して50.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,526円に対して38.12%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,779円に対して28.87%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,899円に対して24.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

同日、公開買付者は、本特別委員会より、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた（本取引の実行により生じるシナジーが十分に分配された）水準には達していないとして本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、2025年5月28日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を4,900円とする最終提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月27日）の終値3,230円に対して51.70%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,510円に対して39.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,761円に対して30.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,902円に対して25.58%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

これに対して、2025年5月28日、公開買付者は、対象者より、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を4,900円、及び本自己株式取得価格を3,614.84円とすることで合意に至り、2025年5月29日、本取引の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（i）前回検討体制の構築の経緯

対象者は、2024年12月9日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から、公開買付者及び三井住友信託銀行が共同して対象者株式を非公開化する意向を有している旨、本取引を通じてSBIホールディングスによる対象者株式の売却が想定されている旨を含む前回意向表明書を受領したとのことです（以下、前回意向表明書の受領後、2025年2月7日まで行われた対象者における本取引に係る検討を「前回検討」といいます。）。

これを受け、対象者は、本公開買付けを含む本取引において、対象者の株主のうち、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており前回意向表明書で公開買付者との共同提案者として位置づけられていた三井住友信託銀行及び本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており業務提携関係も有しているSBIホールディングスと、対象者の他の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される特別委員会（以下「前回特別委員会」といいます。）を2024年12月13日に設置したとのことです。

また、対象者は2024年12月中旬に公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任するとともに、野村證券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

さらに、対象者は、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益

相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて前回特別委員会の承認を受けたとのことです。

前回特別委員会では、下記「(iii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり本取引の検討・交渉を行ったとのことですが、2025年2月7日、公開買付者から、本取引の検討を終了する旨の連絡を受け、対象者としても、本取引の検討を終了し、前回特別委員会も廃止したとのことです。

(ii) 再開後の検討体制の構築の経緯

前回検討の終了後、上記「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年4月28日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から、公開買付者及び三井住友信託銀行が共同して対象者株式を非公開化する意向を有している旨、本取引を通じてSBIホールディングスによる対象者株式の売却が想定されている旨を含む本意向表明書を受領したとのことです。

これを受け、対象者は、本公開買付けを含む本取引において、対象者の株主のうち、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており本意向表明書で公開買付者との共同提案者として位置づけられていた三井住友信託銀行及び本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有し、対象者と業務提携関係も有していて、本取引と並行して本資本業務提携（SBI）により公開買付者の親会社であるNTTから出資を受けることを検討しているSBIホールディングスと、対象者の他の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を2025年4月30日に設置したとのことです。なお、前回特別委員会において諮問の対象であった本取引及び本特別委員会における諮問の対象である本取引の内容が主要な点において同一であること、前回特別委員会と本特別委員会の委員が同一であること、前回特別委員会の廃止から本特別委員会の設置まで3ヶ月弱しか期間が経過していないこと等を踏まえ、本特別委員会は、前回検討の内容も参照した上で検討することとしているとのことです。

また、対象者は、前回検討に引き続き、2025年4月下旬に公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任するとともに、野村證券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

さらに、対象者は、前回検討に引き続き、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

(iii) 検討・交渉の経緯

対象者は、公開買付者による本取引の提案を受領して以来、2025 年 2 月に本取引の検討を終了する前は上記「(i) 前回検討体制の構築の経緯」、本取引の検討再開後は上記「(ii) 再開後の検討体制の構築の経緯」の検討体制を整備した上で、前回特別委員会又は本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、2024 年 12 月 9 日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から前回意向表明書を受領した後、対象者は、公開買付者及び三井住友信託銀行からの提案の内容等について確認・検討を行ったとのことです。

その後、公開買付者は、2024 年 12 月下旬から 2025 年 2 月上旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025 年 1 月中旬から 2025 年 2 月上旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、業務提携に関する具体的な協議を行ったとのことです。

また、2025 年 2 月 5 日、公開買付者から、本公開買付価格を 4,640 円とする旨を書面で受領したとのことです。なお、本公開買付価格として提案を受けた 4,640 円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道がなされた 2024 年 11 月 28 日の前営業日である 2024 年 11 月 27 日の終値 2,905 円に対して 59.72%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,830 円に対して 63.96%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,806 円に対して 65.36%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,841 円に対して 63.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かつ、当該提案日前営業日（2025 年 2 月 4 日）の終値 4,640 円と同額、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 4,050 円に対して 14.57%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,595 円に対して 29.07%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,178 円に対して 46.00%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

対象者は、当該提案を受けて、2025 年 2 月 6 日、公開買付者に対して、当該提案における本公開買付価格である 4,640 円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、本取引の実施を前提としない場合の対象者の本源的価値と比較しても大幅に不十分として、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。

その後、2025 年 2 月 7 日に公開買付者から本取引の検討を終了する旨の連絡を受け対象者においても本取引の検討を終了していたとのことですが、2025 年 4 月 28 日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から本意向表明書を受領し、対象者は、本取引の検討を再開したとのことです。

その後、公開買付者は、2025 年 5 月初旬から下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025 年 4 月下旬から 2025 年 5 月下旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行ったとのことです。

また、2025 年 5 月 16 日、公開買付者から、本公開買付価格を 4,300 円とする、第 1 回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた 4,300 円は第 1 回提案の提出日（2025 年 5 月 16 日）の直前営業日である 2025 年 5 月 15 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,370 円に対して 27.60%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,732 円に対して 15.22%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,928 円に対して 9.47%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,878 円に対して 10.88%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

対象者は、第 1 回提案を受けて、2025 年 5 月 19 日、公開買付者に対して、第 1 回提案における本公開買付価格である 4,300 円は、対象者の本源的価値と比較して著しく不十分な価格であり、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025 年 5 月 20 日、公開

買付者から、本公開買付価格を 4,700 円とする、第 2 回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた 4,700 円は第 2 回提案の提出日である 2025 年 5 月 20 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,370 円に対して 39.47%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,676 円に対して 27.86%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,848 円に対して 22.14%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,890 円に対して 20.82%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第 2 回提案を受けて、2025 年 5 月 21 日、公開買付者に対して、第 2 回提案における本公開買付価格である 4,700 円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025 年 5 月 26 日、公開買付者から、本公開買付価格を 4,810 円とする、第 3 回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた 4,810 円は第 3 回提案の提出日の直前営業日である 2025 年 5 月 23 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,290 円に対して 46.20%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,586 円に対して 34.13%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,808 円に対して 26.31%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,889 円に対して 23.68%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第 3 回提案を受けて、2025 年 5 月 26 日、公開買付者に対して、第 3 回提案における本公開買付価格である 4,810 円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025 年 5 月 27 日、公開買付者から、本公開買付価格を 4,870 円とする、第 4 回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた 4,870 円は第 4 回提案の提出日の直前営業日である 2025 年 5 月 26 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,230 円に対して 50.77%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,526 円に対して 38.12%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,779 円に対して 28.87%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,899 円に対して 24.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第 4 回提案を受けて、2025 年 5 月 27 日、公開買付者に対して、第 4 回提案における本公開買付価格である 4,870 円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025 年 5 月 28 日、公開買付者から、本公開買付価格を 4,900 円、本自己株式取得価格を 3,614.84 円とする、第 5 回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた 4,900 円は第 5 回提案の提出日の直前営業日である 2025 年 5 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,230 円に対して 51.70%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,510 円に対して 39.60%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,761 円に対して 30.28%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,902 円に対して 25.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

対象者は、公開買付者による最終提案を受けて、下記「(iv) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり慎重に協議及び検討を行った上で、2025 年 5 月 28 日、公開買付者に対し、本公開買付価格を 4,900 円、本自己株式取得価格を 3,614.84 円とすることに応諾する旨を回答したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、前回特別委員会又は本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から報告を受け、確認及び意見の申述等を行っているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者株式価値算定書（野村証券）（以下「(iv) 対象者の意思決定の内容」に定義します。）を野村証券から取得する上で、また、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）を策定しましたが、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受け、公開買付者に提示したとのことです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであ

る野村證券は、公開買付者との交渉に当たって、前回特別委員会又は本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに前回特別委員会又は本特別委員会に対して報告を行い、その意見、指示、要請等に従って対応を行っており、前回特別委員会及び本特別委員会が実質的に交渉主体としての役割を果たしているとのことです。

(iv) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯の下で、対象者は、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、野村證券から 2025 年 5 月 28 日付で取得した株式価値算定書（以下「本対象者株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容、長島・大野・常松法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた 2025 年 5 月 29 日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本取引により対象者の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて公開買付者及び三井住友信託銀行が対象者を非公開化することにより、大要以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、本取引が対象者のグループの企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

(a) デジタルバンク事業：顧客基盤を活用した口座数増加と預金残高拡大

公開買付者が有する国内最大規模の顧客基盤（d ポイントクラブ約 1 億会員、携帯電話サービス約 9,000 万契約、d カード約 1,800 万会員等）に対して、対象者が強みを有する住宅ローンや利便性の高いスマホデビットを含む、モバイルアプリや AI などの最先端テクノロジーを活用した、UI・UX に優れた、高度なセキュリティのフルバンキングサービスを提供することにより、口座数の増加が期待できると考えているとのことです。さらに、公開買付者グループのサービスとの連携やポイント還元等を通じてメインバンク化を促進し、預金残高の拡大を図ることが可能と考えているとのことです。これらの施策を通じて、デジタルバンク事業は顧客の生活に密接に関わるプラットフォームとしての役割を強化し、さらなる成長が期待できると考えているとのことです。

(b) モーゲージプラットフォーム領域：住宅ローン市場での競争力強化

公開買付者グループのサービスと連携すること等による金利優遇などの特典設計、又は公開買付者の有する国内最大規模の顧客基盤に対する優位性のある住宅ローンの提供、ドコモショップを運営する代理店ネットワークを活用した住宅ローン販売チャネルの拡充等により、対象者の住宅ローンの実行件数・実行金額の拡大が期待されるとのことです。加えて、ドコモ・ファイナンスが持つ全国規模の住宅ローン販売網や顧客データを活用し、個々の顧客に最適化された金融サービスを提案することで、住宅ローンの販売力強化が期待できるとのことです。これらの取り組みにより、対象者は住宅ローン市場において他社との差別化を図り、顧客の多様なニーズに応える柔軟なサービスを提供することで、競争力をさらに強化することが可能と考えているとのことです。

(c) BaaS 事業：法人ネットワークを活用したプラットフォーム拡大

公開買付者グループの広範な法人ネットワークを活用し、これまで接点の無かった候補先にアプローチすることで、BaaS 事業の提携先の拡大が可能になると考えているとのことです。

また、公開買付者グループとの連携や人材交流等を通じた提案力の強化も期待できるとのことです。さらに、dポイントを活用したマーケティングサービスや公開買付者グループの会員基盤データの活用を通じて、コンサルティング能力やシステム開発力を強化し、提携パートナーの課題解決力を向上させることが可能と考えているとのこと。

(d) その他事業拡大施策：法人基盤の活用とグループ内シナジーの追求

その他の対象者の各事業においても、取引や収益の拡大が期待できると考えているとのこと。特に中小企業向けビジネスに関しては、公開買付者が持つ多数の法人顧客や事業者との取引ネットワークを活用することで、法人口座数の増加や即日入金サービスや各種決済取引等の拡大が期待できるとのことです。また、NTTグループの銀行として、金融・決済業務の集約を進めることで効率化を図り、収益向上に貢献することが可能と考えているとのこと。加えて、グループ企業各社の決済口座や法人預金の集約、従業員の給与振込先指定、家族口座の開設などを通じて、対象者の収益基盤を強化することが期待されとのこと。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが挙げられるとのこと。また、公開買付者グループの一員となることによる影響について、対象者としては、対象者の従業員のモチベーションに与える影響、対象者の経営や事業運営の独立性に与える影響、及び対象者の取引先への影響等についても検討しているとのこと。しかしながら、(a)対象者のグループは業界内において既に一定の知名度、認知度及び社会的信用を確立している中、対象者の株式の非公開化が対象者に与える負の影響は大きくないと考えられること、(b)対象者が公開買付者のグループ会社となることで、対象者の知名度の更なる向上及び公開買付者グループの広範な顧客基盤を活用した対象者事業の更なる拡大も見込まれること、及び(c)本取引後の体制として、対象者の経営の継続性の観点から、対象者の現行の経営体制や対象者の強みである迅速な意思決定を尊重することが基本方針として確認されていること等を踏まえると対象者株式の非公開化に伴うデメリット及び対象者が公開買付者グループの一員となることによるデメリットは限定的と考えているとのこと。なお、本取引後の対象者の経営方針については、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

また、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており、対象者の重要な業務提携先であるSBI証券の親会社であるSBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることを踏まえ、そのことが対象者の事業運営に与える影響についても慎重に検討したとのこと。特に、SBI証券を銀行代理業者とする対象者円普通預金口座開設等の媒介業務の委託は対象者の顧客獲得における主要経路の一つであり、2025年3月末の対象者預金残高約9.8兆円のうち、SBIハイブリッド預金（注10）残高は約3.2兆円と3分の1程度を占めているとのこと。よって、SBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなるとともに、このような事業上の提携関係が直ちに終了した場合には、対象者の事業に対して顕著な悪影響が生じることが懸念されますが、対象者は、2025年5月29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結しており、少なくとも本取引完了後一定期間、対象者とSBI証券の間の事業上の提携関係を継続させることが合意されているとのこと。したがって、SBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることに伴い、対象者の事業に対する顕著な悪影響が直ちに生じることが懸念されないとのこと。

（注10）SBIハイブリッド預金とは、SBI証券と対象者口座の資金移動を自動化できる円預金とのこと。SBIハイブリッド預金の残高は、SBI証券の買付余力に自動で反映されとのこと。

さらに、対象者は、以下の各点等の諸事情を考慮し、本公開買付価格である1株当たり4,900円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられたうえで、対象者が公開買付者との間で十分な交渉を尽くした結果合意された価格であること。

(b) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づくレンジの上限を上回っており、DDM法（下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」において定義します。）に基づくレンジの範囲内の水準となっていること。

(c) 本公開買付価格は、本取引の公表日の直前営業日である2025年5月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,285円に対して49.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,466円に対して41.37%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,747円に対して30.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,901円に対して25.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であるところ、M&A指針が公表された2019年6月28日以降に公表の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（REIT関連事例、マネジメント・バイアウト（MBO）（注11）事例、エンployイー・バイアウト（EBO）（注12）事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付け公表時点において対象者が応募推奨を決議していない事例、二段階公開買付けの事例、株式交換事例及び買付者と対象者との間に一定の資本関係がある事例等を除く。）84件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（56.68%、67.28%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.46%、67.61%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（55.95%、69.20%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.61%、68.74%））と比較しても、概ね近接しており遜色のない水準にあり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると考えられること。

(d) 2023年3月29日の対象者株式の上場から約2年2ヶ月程度経過した時点において本取引が検討されていることに照らし、対象者の上場直後の時期から所有している少数株主の利益についても検討すると、対象者株式の上場当時の公募価格である1,200円に対し、上場後、基本的には一貫して公募価格を上回る株価形成がされており、上場時の株主の利益の確保を行う機会は存在していたと評価できること。

(e) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書において、妥当であると認められると判断されていること。

（注11）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である取引、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である取引をいうとのことです。（注12）「エンployイー・バイアウト（EBO）」とは、一般に、買収対象会社の従業員が買収資金の全部又は一部を出資

して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいうと
のことです。

以上より、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するもので
あるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る条件は妥当なものであると判断し、2025
年5月29日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対
象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこととす
です。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付け価格
の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正
性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び
利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引後の体制としては、経営の継続性の観点から、対象者の現行の経営体制や対象者の
強みである迅速な意思決定を尊重することを基本方針としつつ、対象者を含む公開買付者グ
ループ内の連携を加速させるとともに、対象者を含む公開買付者グループの成長の蓋然性を
高めるため、公開買付者グループとのシナジー推進を担う人員の各部門への派遣や責任者の
派遣等を通じ、対象者の経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定
です。

本自己株式取得後はSBIホールディングスが対象者の株主ではなくなりますが、公開買
付者及び三井住友信託銀行は、銀行経営全般を担える人材の派遣等を通じて、対象者の現行
業務が円滑に進むよう万全の体制で運営をサポートしてまいります。また、対象者のこれま
での歩みを尊重し、公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券の間で、
対象者とSBI証券との間の既存の業務提携関係を継続する旨を合意しており、2025年5月
29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）が
締結されております。その上で、対象者が、自らの既存顧客及びSBI証券顧客から引き続
き選ばれる存在でありつつ、公開買付者、マネックス証券及びドコモ・ファイナンス等との
事業提携（公開買付者においては預金残高に応じてお得になる新たなロイヤリティプログラ
ムの設定等を検討しております。マネックス証券及びドコモ・ファイナンスとの提携内容に
ついては今後詳細を検討予定です。）により、更なる事業発展を図る予定です。

その他、上記「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」
に記載の各効果を実現するための施策を講じるとともに、そのための適切な経営体制を構築
することを目的として、公開買付者及び三井住友信託銀行が指名する者を対象者の役員に就
任させることを予定しており、本株主間契約において、対象者代表取締役社長の円山法昭氏
を本取引後の対象者の代表取締役とすることについて合意しておりますが、施策の具体的な
内容並びに円山法昭氏以外の役員就任の具体的な時期及び候補者等については現時点では未
定です。これらの点を含む対象者の経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対
象者と協議しながら決定していく予定です。

なお、公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行との間で本株主間契約を
締結し、本株主間契約において、本取引完了後、公開買付者が対象者の取締役の過半数を指
名することについて合意しております。本株主間契約の概要については、下記「(6) 本公
開買付けに係る重要な合意」の「②本株主間契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付け の公正性を担保するための措置

本日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による
公開買付けに該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接
に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイア

ウト（MBO）取引にも該当いたしません。

もっとも、（i）公開買付者が対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないことを合意していること、（ii）公開買付者が対象者の株主を公開買付者と三井住友信託銀行のみとする対象者株式の非公開化を企図していること、（iii）本株式併合の効力発生を条件として本自己株式取得が行われる予定であることを考慮し、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相応する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、以下の措置をそれぞれ実施していることから、公開買付者としては、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるBofA証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。BofA証券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

公開買付者がBofA証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（BofA証券）」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、本公開買付けの価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、本取引に係る野村證券の報酬は、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

（ii）算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引

所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法であり、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル（以下「DDM法」といいます。）を採用して対象者株式価値の算定を行い、対象者は、2025年5月28日付で本対象者株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法①	: 2,806円～2,978円
市場株価平均法②	: 3,256円～3,901円
類似会社比較法	: 3,773円～4,393円
DDM法	: 4,398円～5,871円

市場株価平均法①では、一部報道機関による憶測報道（2024年11月28日）による株価への影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引である2024年11月27日を基準日（以下「基準日1」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日1の終値2,905円、直近5営業日の終値単純平均値2,978円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,830円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,806円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値2,841円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を2,806円から2,978円までと算定しているとのことです。また、市場株価平均法②では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月28日を基準日（以下「基準日2」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日2の終値3,285円、直近5営業日の終値単純平均値3,256円、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,466円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,747円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値3,901円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,256円から3,901円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を3,773円から4,393円までと算定しているとのことです。

DDM法では、対象者が作成した対象者事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が2026年3月期以降に創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,398円から5,871円までと算定しているとのことです。なお、本公開買付けの実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、対象者事業計画には加味されていないとのことです。

また、上記DDM法の算定の基礎となる対象者事業計画については、対前期比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027年3月期及び2028年3月期において、資金運用残高の増加に伴う資金運用収益の増加を主要因として、対前年度比で当期純利益の大幅な増益を見込んでいるとのことです。

なお、下記「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、対象者の株式価値算定の基礎となる財務予測の前提となる対象者事業計画の内容、前提条件及び作成経緯等について対象者から、算定方法、算定において用いられる数値及び前提条件等について野村證券から、説明を受けた上で質疑応答を行いました。特段不合理な点は見受けられず、算定方法及び算定結果は合理的なものと認められることを確認しているとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年5月28日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 前回特別委員会の設置等の経緯

上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i)前回検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る対象者の意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2024年12月13日付の取締役会における決議により、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングス、並びに本公開買付けを含む本取引の成否に利害関係を有しない、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される前回特別委員会を設置したとのことです。なお、前回特別委員会の委員は設置当初から変更されておらず、また、互選により、前回特別委員会の委員長として町田行人氏を選定したとのことです。なお、前回特別委員会の委員の報酬は、固定額となっており、本公開買付けを含む本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者取締役会は、上記取締役会決議に基づき、前回特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、②本取引に係る取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含みます。）、③本取引に係る手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、④本取引が公開買付けによって行われる場合、本公開買付けについて取締役会が賛同すべきか否か、並びに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か、⑤本取引を行うことの決定（本取引が本公開買付けによって行われる場合、取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）が対象者の一般株主（少数株主を含みます。）にとって不利益なものでないか（以下①乃至⑤の事項を総称して「前回諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。さらに、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は前回特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に前回特別委員会が本取引の取引条件について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を決定しない（本取引が本公開買付けによって行われる場合、賛同せず応募推奨しない。）ものとするを2024年12月13日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

また、対象者取締役会は前回特別委員会に対して、(i)公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスその他関係者との本取引に関する協議及び交渉について事前に

方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引に関する協議及び交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して勧告や要請を行うことができ、また、必要に応じて法令上許容される範囲で公開買付者を含む第三者と直接協議・交渉を行うことができる権限、(ii) 対象者業務執行取締役等に対し、本取引に関する進捗、検討状況その他の事項の報告及び情報提供を随時求めることができる権限、(iii) 必要な範囲で、前回特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等（以下「アドバイザー等」といいます。）を対象者の費用負担により選任することができる権限、及び(iv) 対象者のアドバイザー等を評価し、選任について意見し、又は承認（事後承認を含みます。）することができる権限を、それぞれ付与することを2024年12月13日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

前回特別委員会は、2024年12月18日から2025年2月5日まで合計6回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、前回諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、前回特別委員会は、2024年12月18日に開催された前回第1回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認したとのことです。なお、前回特別委員会も必要に応じて野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の専門的助言を受けることができることを確認した上、前回特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認したとのことです。

(ii) 本特別委員会の設置等の経緯

2025年2月の本取引の検討の終了後、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)再開後の検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、公開買付者及び三井住友信託銀行より本意向表明書を受領したことを受け、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る対象者の意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2025年4月30日付の取締役会における決議により、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングス、並びに本公開買付けを含む本取引の成否に利害関係を有しない、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として町田行人氏を選定したとのことです。なお、本特別委員会の委員に対しては、前回特別委員会の委員を務めた対価として既に固定額の報酬を支払っており、本特別委員会における検討内容が前回特別委員会における検討内容と実質的に連続したものであることを踏まえ、本特別委員会の委員としての追加の報酬は支払わないこととしたとのことです。

対象者取締役会は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、②本取引に係る取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含みます。）、③本取引に係る手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、④本取引が公開買付けによって行われる場合、本公開買付けについて取締役会が賛同すべきか否か、並びに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か、⑤

本取引を行うことの決定（本取引が本公開買付けによって行われる場合、取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）が対象者の一般株主（少数株主を含みます。）にとって不利益なものでないか（以下①乃至⑤の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。さらに、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引の取引条件について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を決定しない（本取引が本公開買付けによって行われる場合、賛同せず応募推奨しない。）ものとするを 2025 年 4 月 30 日付の取締役会にて併せて決議しているとのことです。

また、対象者取締役会は本特別委員会に対して、（i）公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスその他関係者との本取引に関する協議及び交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引に関する協議及び交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して勧告や要請を行うことができ、また、必要に応じて法令上許容される範囲で公開買付者を含む第三者と直接協議・交渉を行うことができる権限、（ii）対象者業務執行取締役等に対し、本取引に関する進捗、検討状況その他の事項の報告及び情報提供を随時求めることができる権限、（iii）必要な範囲で、本特別委員会独自のアドバイザー等を対象者の費用負担により選任することができる権限、及び（iv）対象者のアドバイザー等を評価し、選任について意見し、又は承認（事後承認を含みます。）することができる権限を、それぞれ付与することを 2025 年 4 月 30 日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

（iii）検討の経緯

本特別委員会は、2025 年 5 月 7 日から 2025 年 5 月 29 日まで合計 7 回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、2025 年 5 月 7 日に開催された第 1 回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所については、その独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。なお、本特別委員会も必要に応じて野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の専門的助言を受けることができることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しているとのことです。

その後の具体的な審議状況として、本特別委員会は、対象者が作成した対象者事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、①公開買付者及び三井住友信託銀行に対して、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について前回検討時に公開買付者及び三井住友信託銀行から受領した回答の更新の有無及びその内容について書面形式での確認を実施し、また②対象者に対しても、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について前回検討時に対象者から受領した回答の更新の有無及びその内容についての確認を実施しているとのことです。上記①及び②を通じて、本特別委員会は、公開買付者及び三井住友信託銀行並びに対象者における本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について、確認したとのことです。

また、野村證券からの対象者事業計画を基礎として行った株式価値算定の内容、DDM法における割引率の計算根拠、類似会社比較法における類似会社の選定理由を含む重要な前提

条件についての説明も踏まえて、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、野村證券及び長島・大野・常松法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、野村證券から受けた財務的見地からの助言を踏まえ、公開買付者からより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2025年5月16日に公開買付者より本公開買付価格を1株当たり4,300円とする、第1回提案を受領して以降、本特別委員会が公開買付者から公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討した上で、公開買付者と直接書面のやり取りを行うこと等により、公開買付者との間で本公開買付価格に関する協議・交渉を行い、その結果、公開買付者から、同年5月28日に本公開買付価格を1株当たり4,900円とする、最終的な提案を受けるに至ったとのことです。

(iv) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から受けた財務的見地からの助言及び本対象者株式価値算定書（野村證券）の内容、並びに長島・大野・常松法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年5月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(A) 答申内容

- (i) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、正当かつ合理的なものであると認められる
- (ii) 本公開買付けにおける公開買付価格その他の本取引に係る条件は妥当であると認められる
- (iii) 本取引に係る手続においては十分な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると認められる
- (iv) 対象者取締役会は、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである
- (v) 本取引を行うことは対象者の一般株主（少数株主を含む。）にとって不利益なものではない

(B) 答申理由

- (i) 本取引が対象者の企業価値の向上に資するか
 - ・ 公開買付者及び三井住友信託銀行（以下「公開買付者ら」という。）は、預金確保に向けた他銀行との顧客獲得競争がより一層激化する対象者の事業環境下において、本取引を通じて国内最大規模の会員基盤を有する公開買付者が対象者に資本参加し、対象者が公開買付者の顧客基盤やブランド、金融サービス、最新のデジタル技術や研究開発力を活用することにより、国内最大のインターネットバンキングとしての対象者のポジションを確固たるものにできると考えている。また、公開買付者らは、対象者のモーゲージPF（住宅ローン）領域の強化や、BaaSプラットフォームのさらなる拡大、公開買付者が有する大規模データ収集・分析技術、AI・機械学習技術等の活用による対象者のマーケティング施策や予測モデルの精度向上を含む新たな価値創出に貢献することで、対象者の企業価値向上が実現できると確信している。

- ・ 公開買付者らは、既に一定の事業協力関係が存在する対象者と三井住友信託銀行との間においても、本取引成立後、対象者とのビジネス連携の一層の強化が可能となり、対象者の企業価値向上に資すると考えている。
- ・ 公開買付者らは、本取引により (a) S B I ホールディングスが対象者の株主でなくなることに伴って対象者の事業運営に影響が生じる可能性があり、また、(b) 非公開化されることにより対象者従業員のモチベーションやリテンションに悪影響が及ぶ可能性があることをデメリットとして認識している。
- ・ もっとも、公開買付者らは、対象者が公開買付者、S B I ホールディングス及びS B I 証券と本業務提携契約（公開買付者・対象者・S B I ホールディングス・S B I 証券）を締結し、三井住友信託銀行からの銀行経営全般を担う人材の派遣を継続するとともに公開買付者グループからも金融事業に精通した人材の派遣を行うことで上記(a)に係る悪影響を最小限にとどめることができ、また、公開買付者の持つ顧客基盤、ブランド、金融サービス、最新のデジタル技術や研究開発力を活かすことにより、対象者の付加価値・競争力を高め、世界を代表するフィンテックカンパニーとして金融の新しいスタンダードを創造し持続的に成長することは、従業員の士気の維持・向上に繋がるものであり、上記(b)に係る懸念も小さいと考えている。なお、対象者にて導入されている譲渡制限付株式報酬制度の代替となる報酬制度についても、公開買付者らは検討予定である。
- ・ 公開買付者らの上記見解について、対象者経営陣は、対象者の事業全般にメリットが存在することが認められ、一部実現可能性に疑問のある点があるものの大筋としては違和感がないとの見解を示している。
- ・ また、対象者経営陣としても、(a) S B I ホールディングスが対象者の株主でなくなることに伴って対象者の事業運営に影響が生じる可能性、(b) 知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなること、(c) 公開買付者グループの一員となることで、対象者の従業員のモチベーション、対象者の経営や事業運営の独立性及び対象者の取引先との関係性について影響が生じる可能性といった観点から本取引により対象者に生じ得るデメリットを検討したものの、対象者が2025年5月29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・S B I ホールディングス・S B I 証券）を締結する予定であり、S B I ホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることに伴い、対象者の事業に対する顕著な悪影響が直ちに生じることは懸念されず（上記(a)）、対象者グループが業界内において既に一定の知名度、認知度及び社会的信用を確立していること及び公開買付者のグループ会社となることで、対象者の総合的知名度の向上も見込まれることから対象者株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であり（上記(b)）、対象者が公開買付者のグループ会社となることで対象者の知名度の更なる向上及び対象者事業の更なる拡大も見込まれ、また、本取引後の体制としても対象者の現行の経営体制や対象者の強みである迅速な意思決定を尊重することが本取引に関連して締結される基本方針として確認されていること等を踏まえると、対象者が公開買付者グループの一員となることによるデメリットは限定的（上記(c)）と考えている。
- ・ 下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、公開買付者ら、対象者、S B I ホールディングス及びS B I 証券の間では 2025 年 5 月 29 日付で一連の契約等の締結等が予定されているところ、これらの契約は、(a) 本取引後において公開買付者らが実際に対象者の企業価値向上のための各施策を実施する上での現時点の枠組みとしては十分であり、(b) 本業務提携契約（公開買付者・当社・S B I ホールディングス・S B I 証券）では、本取引後において対象者とS B I 証券を含むS B I ホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携を継続することが予定されており、本取引によりS B I ホールディングスが対象者の株主でなくなることによりS B I 証券との業務上の連携が急激に損なわれることを回避するための手当てとして十分な内容であり、(c) 公開買付者の子会社となるに伴い経営課題に対する意思決定の迅速性が損なわれることが本取引に対する一つの懸念であったものの、一連の契約は対象者の意思決定

の迅速性に一定程度配慮された内容になっており、(d)対象者の役職員のリテンションにも相応の手当がなされることが期待される内容となっていることから、本取引によるシナジーの実現及びディスシナジーの抑制に資すると考えられる。

- ・ 以上を踏まえて慎重に審議・検討を行った結果、本特別委員会は、(a)公開買付者との連携による預金口座及び預金残高の拡大への期待は、公開買付者が有する国内最大規模の顧客基盤に裏付けられており、かかる観点で本取引が対象者の企業価値向上につながる確実性は高いと考えられること、(b)現在の顧客獲得チャネルの中長期的な継続性について一定の不確実性が否定できない中、大規模かつ安定した新たな顧客獲得チャネルが得られることの意義は大きいと考えられること、(c)公開買付者（公開買付者の子会社であるマネックス証券を含む。）との連携は、システム開発を含め立ち上がりにより一定の期間を要するとは思われるものの、本取引によりSBIホールディングスが対象者の株主ではなくなることに伴う懸念への手当てとして一定程度期待できること、(d)モーゲージプラットフォーム領域やBaaS事業において対象者経営陣が期待するシナジーは合理的に実現を見込むことができ、公開買付者の子会社となることに伴うシナジーへの期待は、それに伴う影響への懸念を明らかに上回ると考えられること、(e)公開買付者の子会社となることで、これまで対象者の成長を支えてきた経営の機動性、役職員のモチベーションを減殺する結果とならないかという懸念が存在したものの、本取引に係る協議の過程において経営の機動性及び役職員のモチベーションの維持の必要性について公開買付者からも一定の理解が示され、一連の契約においても配慮されていると見受けられるため、本取引後の経営が対象者の良さを失わせることのない形で行われ、役職員にとってもモチベーション高く職務に取り組むことができる企業風土が維持されることに一定の期待ができること等を踏まえ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものとして正当であり、本目的は合理的であると認める。

(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性について

- ・ 対象者が2025年5月16日に公開買付者より初回の価格提案を受領して以降、野村證券は、公開買付者との交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その意見、指示、要請等に従って対応を行っており、本特別委員会が実質的に交渉主体としての役割を果たした。交渉の過程においても、本特別委員会は、公開買付者に対し、本公開買付価格を検討する上で参照すべき指標の適切性についての本特別委員会としての考えや、十分に交渉を尽くすために本特別委員会が必要と判断した場合には、仮に公開買付者とSBIホールディングスの間で合意に至っていても公表を延期することも辞さない考えであること等を伝え、適切な指標に則り十分に交渉を尽くすことができるよう対応し、2025年5月29日に本取引を公表したいとの公開買付者の要望も、公開買付者から最大限の価格を引き出すための交渉材料として利用した。結果、対象者は、初回提案価格である4,300円から、4回、合計13.95%の引上げを獲得した。特に、2025年5月27日の本公開買付価格を4,870円とする提案からの追加の引上げについては、対象者が、野村證券を通して同日深夜から翌28日早朝に至るまで更なる交渉を行い、獲得したものである。本特別委員会として、更なる引上げの余地も検討したが、引上げの余地は低く更なる引上げ交渉を試みる意義は乏しいと判断した。よって、本公開買付価格は、対象者株式の34.19%を保有し公開買付者に対して実質的な交渉力を発揮することが期待できるSBIホールディングスが公開買付者との間で交渉を重ね、これと並行かつ追加して、対象者と公開買付者との間で、本特別委員会が実質的な主体となって十分な交渉を尽くした結果合意された価格であると認められる。
- ・ 野村證券が対象者株式価値の算定の前提とした対象者事業計画は、(a)2024年10月から対象者において既に開始されていた2026年3月期以降の事業計画の策定プロセスを引き

継ぐ形で作成されたものであり、本取引を契機として作成されたものではなく、(b)公開買付者らに在籍する対象者の取締役は対象者事業計画の策定に関与していないことを踏まえ、本特別委員会は、その内容に不合理な点は見受けられないと判断した。

- ・ なお、対象者事業計画は、前回検討の際に利用した事業計画から一定の下方修正がなされているものの、当該下方修正は、前回検討の際に利用した事業計画における2025年3月期の第4四半期の予測値と2025年3月期の第4四半期の実績値に乖離（主に対象者の預金残高の下振れ）が生じたことを踏まえて、関連する予測値を見直したことに伴うものであり、事業計画作成に係る前提事実や策定方法に関する考え方に変更はなく、直近の実績値の予測値からの変動という客観的事実に基づく合理的な範囲の修正であることを確認している。
- ・ 野村證券が採用した株式価値の算定手法は、非公開化取引における株式価値算定において一般的に利用されている算定手法であり、各算定手法の採用理由に不合理な点は認められず、算定内容の合理性についても不合理な点は認められなかった。
- ・ 本公開買付価格（対象者株式1株当たり4,900円）は、野村證券の算定結果に照らして、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づくレンジの上限を上回っており、DDM法に基づくレンジの範囲内であり、算定結果との比較においても合理的な水準にあると認められる。また、本公開買付価格のプレミアム水準は、M&A指針が公表された2019年6月28日以降に公表の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（REIT関連事例、マネジメント・バイアウト（MBO）事例、エンプロイー・バイアウト（EBO）事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付け公表時点において対象者が応募推奨を決議していない事例、二段階公開買付けの事例、株式交換事例及び買付者と対象会社との間に一定の資本関係がある事例等を除く。）84件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（56.68%、67.28%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.46%、67.61%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（55.95%、69.20%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.61%、68.74%））と比較しても、概ね近接しており遜色のない水準にある。特に、対象者は2025年5月9日に2025年3月期の決算及び2026年3月期の業績予想を公表しており、対象者の現状に対する評価を反映しているものとして足下の株価を重視すべきと考えられるところ、本公開買付価格の公表日の前営業日の市場株価に対するプレミアム（49.16%）及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム（41.37%）は、上記にて参照する他社株公開買付け事例における公開買付価格の公表日の前営業日の市場株価に対するプレミアムの中央値（56.68%）及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.46%）に近接する水準のプレミアムとなっている。
- ・ 以上より、本公開買付価格（本公開買付け成立後の本株式併合において対象者株主に交付される対価を含む。）については、対象者と公開買付者との間で、本特別委員会が実質的な主体となって十分な交渉を尽くした結果合意されたものであり、第三者算定機関による対象者株式の価値算定結果との比較及び過去の類似取引におけるプレミアム水準との比較の観点においても合理的な水準にあると考えられるから、その妥当性を認めることができる。
- ・ 本取引のスキームについては、SBIホールディングスが本自己株式取得に応じた際に得られる本自己株式取得価格の計算（SBIホールディングスが自己株式取得に応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、仮にSBIホールディングスが本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取額として計算される金額と同額となるようにしたもの）も含めて不合理な点は認められず、妥当であると認められる。
- ・ 本取引と同時に、(a)NTTがSBIホールディングスとの間で資本業務提携契約を締

- 結し、NTTがSBIホールディングスに対して出資を行うこと、及び(b)本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結することが予定されているため、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反してSBIホールディングスに対して少数株主と異なる特別の利益を得させるものではないかという点については、公開買付者が、(a)NTTによるSBIホールディングスへの出資に係る条件を、東京証券取引所プライム市場におけるSBIホールディングスの株価、SBIホールディングスに対して別途デュー・ディリジェンスを実施するなどして算出した同社の事業価値を基に検討しており、SBIホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであることから、本公開買付けに関する対価を提供するものではなく、(b)本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）については、本取引後において対象者とSBI証券を含むSBIホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携の継続や、対象者の成長に向けた対象者、SBI証券及び公開買付者間の連携について定めるものであり、SBIホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであると説明しており、かかる説明に依拠すれば、NTTからSBIホールディングスに対する出資及び本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）の締結は、SBIホールディングスに対して対象者の少数株主と異なる特別利益を得させるものではなく、また、本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）についても対象者、公開買付者、SBIホールディングス及びSBI証券の互恵的な連携について定めるもので特にSBIホールディングス又はSBI証券を利するものではないので、本取引に伴い少数株主と異なる特別の利益を得させるものではなく、公開買付価格の均一性の趣旨に反するものではないと考えられる。
- ・ 以上より、本特別委員会は、本取引の取引条件が公正かつ妥当な条件であると判断する。

(iii) 本取引に係る手続の公正性について

- ・ 本取引においては、対象者において、(a)本特別委員会の設置、(b)外部専門家による独立した専門的助言の取得、(c)専門性を有する独立した第三者算定機関からの本対象者株式価値算定書（野村證券）の取得、(d)独立した社内検討体制の構築、(e)本取引公表後における対象者株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会の確保といった、各種の公正性担保措置が履践されている。
- ・ 上記(a)について、本特別委員会の委員は前回特別委員会の委員と同一であり、その報酬は前回特別委員会の委員としての報酬とあわせて固定額が支給されていて本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておらず、各委員が対象者及び少数株主を含む対象者株主のために充実した議論を行って本取引について検討し、本公開買付価格についての公開買付者との間の交渉を本特別委員会が実質的な主体となって行ったことを踏まえれば、本特別委員会は、本取引の検討手続において有効に機能したものと考えられる。
- ・ 上記(d)について、本取引を検討する対象者のプロジェクトチームには過去に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員が含まれているものの、下記「⑥対象者における独立した検討体制の構築」に記載の事情に鑑みれば、対象者の整理に不合理な点はなく、対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含む。）について、独立性及び公正性の観点から問題がないと判断する。
- ・ 上記(e)について、本基本契約においては、対象者が本公開買付価格を上回る買収価格による真摯な提案を受け、かつ、公開買付者が本公開買付価格の引き上げに応じない場合には、対象者が賛同意見を撤回又は変更した上で、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの本取引と競合する取引について協議等を行ってはならない旨の義務を停止する他、本基本契約に係る対応について誠実に協議を行うことができる旨が定められ

ており、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会を過度に制限するものではない。

- ・ 本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないが、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定した場合には本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があること等を踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しなかったとしても、必ずしも公正性担保措置として不十分と評価されるわけではない。特に本取引においては、本取引が対象者の企業価値向上に資する可能性が高い取引であるものと判断でき、対象者の少数株主に合理的な投資回収機会を提供するものであることから、本公開買付けの成立を殊更に不安定にしないことにも一定の合理性があると考えられる。他の公正性担保措置は十分に実施され、かつ実質的に機能していることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことをもって本公開買付けに係る手続の公正性に疑義が生じるものではない。
- ・ 以上より、本取引に係る手続においては公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性を妨げるような特段の事情は認められず、本取引に係る手続はその過程において十分な公正性担保措置が講じられた公正なものであると認められる。

(iv) 総括

- ・ 上記(i)乃至(iii)のとおり、本公開買付けは、対象者の企業価値向上に資すると考えられ、その取引条件も妥当であり、公正な手続も実施されている。
- ・ 本特別委員会は、対象者は本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、本取引は対象者の一般株主（少数株主を含む。）にとって不利益なものではないと判断する。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)再開後の検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定に当たっての留意点等について、必要な法的助言を受けているとのこと。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのこと。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、長島・大野・常松法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのこと。また、長島・大野・常松法律事務所に対する報酬には、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのこと。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の本特別委員会から提出された本答申書、上記「④対象者における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の法的助言及び上記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本対象者株式価値算定書（野村證券）

の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年5月29日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計10名のうち、米山学朋氏及び木村紀義氏を除く8名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の取締役10名のうち、米山学朋氏は三井住友信託銀行の取締役専務執行役員（2025年3月31日以前は取締役常務執行役員）を兼務していることから、また、木村紀義氏はSBIホールディングスの専務執行役員を兼務していることから、それぞれ利益相反の疑いを回避するため、上記の対象者取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、松本安永代表取締役会長（2024年4月対象者に転籍）及び岡澤亮太取締役常務（2023年11月対象者に転籍）は三井住友信託銀行に、円山法昭代表取締役社長（CEO）（2014年4月対象者に転籍）及び横井智一取締役副社長（2022年2月対象者に転籍）はSBIホールディングスに、それぞれ過去に在籍していましたが、いずれの取締役についても三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にはなく、また、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスにおける本取引の検討過程に一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、加えて、三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主の間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられることも踏まえ、いずれの取締役も対象者取締役会における審議及び決議への参加を含め本取引の検討から除外すべきような利害関係はないものと判断したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、江野史人氏（2024年6月対象者に転籍）は三井住友信託銀行に、藤田俊晴氏（2014年6月対象者に転籍）はSBIホールディングスに、それぞれ過去に在籍していましたが、いずれの監査役についても既に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にはなく、また、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスにおける本取引の検討過程に一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、加えて、三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主の間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられることも踏まえ、いずれの監査役も本取引について対象者取締役会における審議から排除すべきような利害関係は有しないものと判断したとのことです。

⑥ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本公開買付けを含む本取引に係る検討、交渉及び判断を行うため、本取引の実施に向けた検討を開始して以降、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立性を有する役職員から構成されるプロジェクトチームを構築したとのことです。当該プロジェクトチームには、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと兼職している役職員は含まれていないとのことです。なお、当該プロジェクトチームには、過去、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員（対象者取締役のうち、横井智一取締役副社長及び岡澤亮太取締役常務が含まれます。）が含まれておりますが、当該役職員は、いずれも対象者の経営方針の検討、事業計画の作成及び銀行業において重要かつ代替困難な役割を占めており、本取引に係る検討、交渉及び判断を機動的かつ実効的に行う上で中心的に関与する必要性が高く、また、(i) 対象者は、2023年3月29日以来、上場会社として三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立して運営されていること、(ii) いずれの当該役職員についても、(A)既に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にもないこと、(B)三井住友信託銀行が本取引の提案につながる初期的な検討を開始した当時三井住友信託銀行に在籍していた者についても、本取引について何らの事情も関知しておらず（この点については松本安永代表取締役会長も同様です。）、三井住友信託銀行における本取引の検討過程に一切の関与をしていないこと、及び(C)本公開買付けにおける買収者（公開買付者）の過去の役職員ではないこと、(iii) (A)三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、(B)SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主の間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられること、並びに(iv)本特別委員会が設置され、公正性を担保するための措置を講じ、特に、少数株主への配慮が必要となる公開買付者との取引条件の交渉については逐一特別委員会の意見を確認し実質的に特別委員会が主体となって交渉することで、検討の独立性に慎重に配慮して進めることとしたこと等を踏まえ、過去、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員がプロジェクトチームに含まれることにより手続の公正性に疑義を生じさせるおそれは低いことから、プロジェクトチームに参画しているとのことです。

なお、以上の取扱いを含めて対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、2024年12月18日に開催された前回第1回特別委員会において、前回特別委員会の承認を得ているとのことです。また、その後2025年5月7日に開催された本特別委員会の第1回特別委員会においても対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を得ているとのことです。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

三井住友信託銀行及びSBIホールディングスは、本基本契約において、公開買付者以外の者との間で、競合取引又は競合取引に関連する合意を行わず、公開買付者以外の者に対し、かかる取引に関連して対象者に関する情報その他の情報を提供せず、かつ競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行わないことに合意しているものの、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁

止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不應募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスのみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 8 月頃を予定しております。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済を開始する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者が買い取ることによって得られる金銭が交付されることになります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBI ホールディングス及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなること、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBI ホールディングス及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となること、並びにみなし配当の益金不算入規定が適用される法人である SBI ホールディングスについて、(i) 本自己株式取得価格にて本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮に SBI ホールディングスが本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額として計算される金額と同等となることの条件を満たすように決定するよう要請する予定です。本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者、三井住友信託銀行及び SBI ホールディングスのいずれかが所有する対象者株式の数と同数以上の対象者株式を所有する公開買付者、三井住友信託銀行又は SBI ホールディングス以外の株主が存在し、又はその他の事由により本株式併合の効力発生日において上記の条件を全て満たす併

合比率が存在しないことが見込まれる場合には、公開買付者は、三井住友信託銀行、ＳＢＩホールディングス及び対象者と協議の上、本スクイーズアウト手続の目的を達成するために必要な措置を講じる予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、ＳＢＩホールディングス及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、その所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、ＳＢＩホールディングス及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行及びＳＢＩホールディングスを除きます。）は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の役職員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、その割当契約書において、(a) 譲渡制限期間中に、本株式併合（当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が１株に満たない端数のみとなる場合に限ります。）に関する事項が対象者株主総会で承認された場合（ただし、本株式併合の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、割当契約書に定める計算式に従って計算して得られる数の本譲渡制限付株式について、本効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b) 上記(a)に規定する場合は、対象者は、本効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされているとのことです。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です（なお、公開買付者は、今後対象者とも協議の上、本譲渡制限付株式に代わる新たなインセンティブプランの導入について検討する予定ですが、本日現在において当該協議は開始されておらず、その内容は未定です。）。

上記の手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、ＳＢＩホールディングス及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けに係る手続が完了した時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本公開買付けに際して、2025年5月29日付で、公開買付者、対象者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及びSBI証券の間で、本取引に関連する以下の各契約等が合意・締結されております。

① 本基本契約

公開買付者、対象者及び本不応募合意株主は、①本不応募合意株主が、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②公開買付者及び本不応募合意株主が、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について定めた本基本契約を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

A. 本公開買付けに関する対象者の義務

(a)対象者は、公開買付期間の末日（以下「公開買付期間満了日」といいます。）まで、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明（以下「賛同意見表明」といいます。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。

(b)ただし、(i)公開買付期間満了日の3営業日前までに、公開買付者以外の者が、対象者株式に対する公開買付け（ただし、当該公開買付けは、買付予定数の上限が設定されていないものであることを要します。）を開始し、又は当該公開買付けに係る真摯な書面による提案（以下「本対抗提案」といいます。）を受けた場合で、(ii)本対抗提案に係る買収価格が本公開買付価格を上回り、かつ(iii)対象者が賛同意見表明を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性が合理的に認められると対象者の取締役会が合理的に判断した場合には、対象者は、公開買付期間満了日の3営業日前までに、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、当該申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間満了日のうちいずれか早い方の日までに公開買付者が本公開買付価格を対抗提案に係る買付価格以上の金額に変更しないときには、対象者は、賛同意見表明を撤回又は変更することができるものとし、この場合、公開買付者は対象者の要請に応じ、本不応募合意株主の下記F.(b)の(iii)及び(iv)に係る義務を停止する他、本特別委員会の意見を踏まえた本基本契約に係る対応について誠実に協議を行う。

B. 本不応募合意株式の不応募

本不応募合意株主は、その所有する本不応募合意株式全てについて、本公開買付けに応募せず、公開買付期間満了日までの間、自らが公開買付者以外の者から対象者株式に係る公開買付けの提案を受けた場合、速やかに、公開買付者及び他の本不応募合意株主に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、対応について誠実に協議を行う。

C. 本スクイーズアウト手続の実施

公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかった場合、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者は、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするために必要な手続を実施し、また、公開買付者及び本不応募合意株主は、当該手続に必要な一切の行為（本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを含む。）を行う。

D. 本資金提供、本減資等及び本自己株式取得

公開買付者、対象者及びSBIホールディングスは、本スクイーズアウト手続の完了後、対象者を公開買付者の連結子会社とするために本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施し、そのために必要な手続を実施する。

E. 議決権比率の調整の実施

公開買付者、対象者及び三井住友信託銀行は、上記D完了後、公開買付者及び三井住友信託銀行の出資比率を65.81%：34.19%、議決権比率を50%：50%とするために必要な手続（株式分割、株式内容の変更を含むが、これらに限られない。）を実施する。

F. 誓約事項

(a)対象者は、本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者から本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引（公開買付け、組織再編その他方法を問わず、対象者の株式等を取得する取引、対象者グループの株式等又は事業の全部又は重要な一部を処分する取引を含み、以下「競合取引」といいます。）に関連する提案、勧誘、申込若しくは協議申入れを受けた場合、又は公開買付者以外の者と競合取引に関する協議を行った場合には、その詳細を合理的な範囲で公開買付者及び本不応募合意株主に速やかに通知し、対応について誠実に協議を行う。また、対象者は、本自己株式取得の実行時までの間、従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において、その業務を行う。

(b)本不応募合意株主は、(i)公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主権を行使してはならず、(ii)2025年6月開催予定の対象者の定時株主総会において、可決されれば対象者の財政状態等に重大な影響を及ぼす議案が上程されるときは、反対の議決権行使を行う。また、本不応募合意株主は、(iii)本自己株式取得の実行時までの間、対象者の株式等に関する譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分（本公開買付け以外の公開買付けに応募することを含む。）及び対象者の株式等の取得を行ってはならず、(iv)公開買付者以外の者との間で、競合取引又は競合取引に関連する合意を行ってはならず、公開買付者以外の者に対し、かかる取引に関連して対象者に関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならない。

G. 表明保証

公開買付者、対象者及び本不応募合意株主は、それぞれ、以下の事項について表明し保証する。

・公開買付者

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、並びに(f)倒産手続等の不存在。

・SBIホールディングス

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、(f)本SBIホールディングス所有株式の適法かつ有効な所有及び本SBIホールディングス所有株式以外の対象者の株式等の非所有、並びに(g)倒産手続等の不存在。

・三井住友信託銀行

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、(f)本三井住友信託銀行所有株式の適法かつ有効な所有及び本三井住友信託銀行所有株式以外の対象者の株式等の非所有、並びに(g)倒産手続等の不存在。

・対象者

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、(f)倒産手続等の不存在、(g)有価証券報告書等の公表情報の真実性・正確性、(h)未公表の重要事実の不存在、(i)法令遵守並びに(j)紛争等の不存在。

H. 解除・終了

法その他適用ある法令に従い本公開買付けを適法に撤回した場合、又は本公開買付けが成立したものの、本公開買付けの決済から3ヶ月以内に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案について承認決議が成立しない場合（ただし、各当事者は、自らの責に帰すべからざる事由により、当該期限までに当該承認決議が成立しないことが合理的に見込まれる場合には、他の当事者に対する書面による通知より、当該期間を延長することに係る協議を申し入れることができ、協議の結果合意に至ったときは、当該期間を3ヶ月延長することができる。他の当事者はかかる合意を不合理に拒絶、遅延又は留保してはならない。）は、本基本契約は直ちに終了する。

② 本株主間契約

公開買付者及び三井住友信託銀行は、本取引後の対象者の運営並びに対象者株式の取扱いに関する内容について定めた本株主間契約を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

A. 対象者の組織・運営等に関する事項

(a)株主協議会及び経営協議会の設置

対象者の経営に関して公開買付者及び三井住友信託銀行間で協議するための機関として株主協議会を、対象者の円滑な運営を確保するため公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者間で協議するための機関として、経営協議会を設置する。

(b)対象者の取締役の指名権

取締役の員数は8名とし、公開買付者が総員数の過半数の指名権を有する。公開買付者及び三井住友信託銀行が指名する具体的な人数については、公開買付者が対象者を連結子会社とすることに会計上支障がない構成とすることを前提に、公開買付者及び三井住友信託銀行の保有する対象者の株式数の比率を参考に当事者間で協議し、合意により決定する。本取引完了時点の対象者の代表取締役は3名とし、公開買付者が2名（円山法昭氏が退任するまでの間は同氏を含む。）、三井住友信託銀行が1名を指名する。

B. 対象者株式の譲渡制限

公開買付者及び三井住友信託銀行は、相手方当事者の事前の書面による同意を得ることなく、対象者の株式の全部又は一部について第三者に対して譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならず、また、合併、会社分割その他の方法により承継させてはならない。

③ 本運営覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者の公開買付者・三井住友信託銀行への事前承諾事項・事前相談事項・報告事項を含む、本取引実行後の対象者の運営について定めた本運営覚書を締結しております。

④ 本協議会規則

公開買付者及び三井住友信託銀行は、本株主間契約に関連して、対象者において本自己株式取得の効力発生後に設置する株主協議会及び経営協議会の運用方法について定めた本協議会規則を定めております。

⑤ 本遵守覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者が、本株主間契約及び本協議会規則に関する事項を遵守する旨の本遵守覚書を締結しております。

⑥ 本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者とその株主となる公開買付者及び三井住友信託銀行間での本取引後の業務提携について定める本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）を締結しております。

⑦ 本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）

公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券は、対象者とSBI証券を含むSBIホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携を継続することや、対象者の成長に向けて公開買付者、対象者及びSBI証券間で連携することについて定めた本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結しております。その具体的内容は、本自己株式取得の完了までに当事者間で協議のうえ合意することとされております。

また、公開買付者及び対象者は、本株式併合の効力発生後、本取引に関連し、以下の各契約等について合意することを検討しております。これらの各契約等の詳細については、今後協議・交渉の上検討することを想定しており、本日現在、具体的な内容は未定です。

⑧ 本業務提携契約（公開買付者・対象者）

公開買付者及び対象者は、両社間の業務提携について定める本業務提携契約（公開買付者・対象者）について合意することを検討しております。

⑨ 本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）

公開買付者及び対象者は、公開買付者の関係会社管理規程や公開買付者の親会社であるNTTのグループ経営運営費について定めた本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）について合意することを検討しております。

⑩ 本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）

三井住友信託銀行と対象者は、三井住友信託銀行の関係会社管理規程や三井住友信託銀行のグループ経営運営費について定めた本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）について合意することを検討しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名	称	住信SBIネット銀行株式会社	
②	所	在	地	東京都港区六本木三丁目2番1号
③	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名		代表取締役社長(CEO) 円山 法昭	
④	事 業 内 容		モバイルアプリ・インターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務、BaaS (Banking as a Service) 事業等の金融サービス等	
⑤	資 本 金		31,000 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)	
⑥	設 立 年 月 日		1986 年 6 月 3 日	
⑦	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2024 年 9 月 30 日現在)		三井住友信託銀行株式会社	34.19%
			SBI ホールディングス株式会社	34.19%
			日本証券金融株式会社	3.02%
			RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.92%

	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.79%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	0.79%
	片山 晃	0.76%
	GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.73%
	セントラル短資株式会社	0.68%
	野村信託銀行株式会社（投信口）	0.49%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、重要な取引関係はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率（2024年9月30日現在）」は、対象者が2024年11月27日に提出した第18期中半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議 日	2025年5月29日(木曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2025年5月30日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2025年5月30日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2025年5月30日（金曜日）から2025年7月10日（木曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,900円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるBofA証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。BofA証券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

BofA証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な複数の上場会社の市場評価を基にした類似会社比較法、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDDM法を用いて、下記（注）に記載の前提条件その他の一定の条件の下で対象者株式の価値算定を行い、公開買付者は、2025年5月29日付でBofA証券から本株式価値算定書（BofA証券）を取得しております。なお、公開買付者は、公開買付者及び対象者において公正性担保措置を実施していることを踏まえ、

本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えたため、BofA 証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

本株式価値算定書(BofA 証券)によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。BofA 証券による株式価値算定書の作成及びその基礎となる評価分析に関する前提条件、留意事項等については、下記(注)の記載をご参照ください。

市場株価法 : 3,285 円から 3,901 円

類似会社比較法 : 2,039 円から 4,291 円

DDM法 : 2,704 円から 5,193 円

市場株価法では、2025 年 5 月 28 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値 3,285 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,466 円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,747 円及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,901 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,285 円から 3,901 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社を比較対象として参照し、市場株価に対する一株当たり株主資本、及び一株当たり当期純利益の倍率を用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、2,039 円から 4,291 円までと算定しております。

DDM法では、公開買付者が、対象者が作成した 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画に、公開買付者が 2025 年 5 月初旬から下旬の間に対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、財務見通し等について修正を加えた上で作成した 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの財務予測をもとに、対象者が事業を安定的に運営する上で必要となる自己資本比率を設定した上で、当該比率を上回る部分の資本を、株主に帰属すべきキャッシュ・フローとして一定の株主資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 2,704 円から 5,193 円までと算定しております。なお、当該財務予測は、公開買付者が見積もった、SBI ホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることにより生じ得るディスナジーも一定織り込んでいる一方で、公開買付者が見積もった、本取引の実行を前提に対象者が公開買付者グループの持つ経営資源を活用することで実現することが期待される成長の相乗効果も一定織り込んでおります。

公開買付者は、2025 年 5 月 29 日に、本公開買付価格を 4,900 円、及び本自己株式取得価格を 3,614.84 円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、本公開買付価格である 4,900 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 5 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 3,285 円に対して 49.16%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,466 円に対して 41.37%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,747 円に対して 30.77%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,901 円に対して 25.61%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載した経緯により、2025 年 5 月 28 日に、本公開買付価格を 4,900 円、本自己株式取得を 3,614.84 円とすることで合意に至り、2025 年 5 月 29 日、本取引の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称、当該意見の概要、当該意見を踏まえて本公開買付価格及び本自己株式取得価格を決定するに至った理由は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買

付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び上記「①算定の基礎」に記載したとおりです。

(注) 上記の本株式価値算定書 (BofA 証券) は、公開買付者の取締役会がその立場において本公開買付け価格を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として公開買付者の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。本株式価値算定書 (BofA 証券) は、対象者の株主又は S B I ホールディングスが受領する対価の相違を含め、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の所有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら見解又は意見を表明するものではありません。本株式価値算定書 (BofA 証券) は、本公開買付け価格の公正性又は本取引の条件その他の側面若しくは結果 (本取引の形態若しくはストラクチャー又は本取引その他の点に関してなされた契約、取り決め若しくは合意を含みますがこれらに限られません。) について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、公開買付者にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する公開買付者の業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、BofA 証券は、本取引又はそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。また、BofA 証券は、公開買付者の指示に基づき、対象者、S B I ホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者及び本取引に関する法律、規制、会計、税務その他の類似の点についても何ら見解又は意見を表明しておらず、公開買付者による評価に依拠しています (それらの点について公開買付者は専門家から必要とされる助言を得たものと理解しております。)。更に、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本公開買付け価格その他の点との比較における公正性 (財務的か否かを問いません。) について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。本株式価値算定書 (BofA 証券) は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において対象者株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもありません。

本株式価値算定書 (BofA 証券) を作成し、その基礎となる評価分析を行うにあたり、BofA 証券は、かかる情報その他の公開されている又は同社に対して提供され若しくは同社が別途検討若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという公開買付者の経営陣の表明に依拠しております。更に、BofA 証券は、本株式価値算定書 (BofA 証券) の前提とした公開買付者によって提供された対象者の財務予測 (以下「本財務予測」といいます。) 及び公開買付者の経営陣が本取引から生じると予想する追加費用と収益減少に係る金額と時期及びコスト削減と収益増加に係る金額と時期に関する一定の見積もりについて、それらが対象者の将来の業績に関する公開買付者の経営陣による、現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、本財務予測に反映された将来の財務的な業績の達成可能性に関する公開買付者の評価に基づき合理的に作成されたものである旨の表明を公開買付者より受けており、また、公開買付者の指示により、分析を行う際の前提としております。本株式価値算定書 (BofA 証券) は、必然的に、(当該分析に別段の記載がある場合を除き) 本株式価値算定書 (BofA 証券) の日付時点の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において BofA 証券が入手可能な情報に基づいています。本株式価値算定書 (BofA 証券) の日付以降に発生する事象が本株式価値算定書 (BofA 証券) の内容に影響を与える可能性があります。BofA 証券は、本株式価値算定書 (BofA 証券) を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されています。

上述のとおり、上記の BofA 証券による分析の記載は、同社が上記の本株式価値算定書 (BofA 証券) に関連して公開買付者の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、本株式価値算定書 (BofA 証券) に関連して BofA 証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。本株式価値算定書 (BofA 証券) の作成及びその基礎となる分析は、財務分析手法の適切性及び関連性並びに手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な過程であり、したがって、BofA 証券による分析は全体として又は文脈に沿って考慮される必要があります。更に、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、BofA 証券による分析の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

BofA 証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは公開買付者及び対象者により制御できないものです。BofA 証券による分析の基礎をなす対象者の将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測と比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。BofA 証券の分析は、本株式価値算定書 (BofA 証券) の分析の一環としてなされたものであり、本株式価値算定書 (BofA 証券) の提出に関連して公開買付者の取締役会に対して提供されたものです。BofA 証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業若しくは事業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。

したがって、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが対象者の実際の価値に関する BofA 証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。

本株式価値算定書 (BofA 証券) は、上述のとおり、公開買付者の取締役会が (当該立場において) 本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、公開買付者の取締役会又は経営陣の本取引又は本公開買付価格についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

BofA 証券は、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの資産又は負債 (偶発的なものか否かを問いません。) について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておらず、また、同社は、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの財産又は資産の実地の見分も行っておりません。また、BofA 証券は、公開買付者の同意を得て、適切な引当金、補償契約又はその他の規定が設けられていない、対象者若しくはその他のエンティティの又はこれらに関連する重大な未開示の負債は存在しないことを前提としています。BofA 証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる地域、国その他の法令の下でも、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。

BofA 証券は、本取引に関して公開買付者の財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料 (その全額が、本公開買付けの完了を条件としています。) を受領します。

BofA 証券及び同社の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。BofA 証券及び同社の関係会社は、その通常の業務の過程において、公開買付者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、対象者及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品 (デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。) について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは所有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

BofA 証券及び同社の関係会社は、公開買付者及びその関係会社の一部に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去及び現在において提供しており、また将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

更に、BofA 証券及び同社の関係会社は、SBIホールディングス、対象者及びそれらの関係会社の一部に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービス (2023 年 3 月 29 日付の対象者の新規株式公開において引受会社兼ジョイント・ブックランナーを務めたこと、2024 年 7 月 10 日に実施された SBIホールディングスによる転換社債の発行において引受会社兼ジョイント・ブックランナーを務めたこと、及び 2024 年 7 月 12 日に公表された株式会社 SBI 新生銀行による NEC キャピタルソリューション株式会社の買収に際して、株式会社 SBI 新生銀行の財務アドバイザーを務めたことを含みます。) を過去及び現在において提供しており、また将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

BofA 証券は、法律、会計又は税務に関連する助言は行っておりません。

③ 算定機関との関係

公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである BofA 証券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及び SBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
47,674,496 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数 (47,674,496 株) を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数

(150,793,800 株) から、対象者が所有する自己株式数 (14,104 株) を控除した株式数 (150,779,696 株) から、本不応募合意株式 (103,105,200 株) を控除した株式数 (47,674,496 株) です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,031,052 個	(買付け等前における株券等所有割合 68.38%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	476,744 個	(買付け等後における株券等所有割合 31.62%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,031,052 個	(買付け等後における株券等所有割合 68.38%)
対象者の総株主の議決権の数	1,506,898 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付け予定の株券等の数 (47,674,496 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、今後、特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 11 月 27 日に提出した対象者第 18 期中半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1,506,898 個) です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式（ただし、本不応募合意株主が所有する単元未満の株式及び対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (150,793,800 株) から、2025 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (14,104 株) を控除した株式数 (150,779,696 株) に係る議決権の数 (1,507,796 個) を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 233,605,030,400円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付け予定数 (47,674,496 株) に本公開買付け価格 (4,900 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

- ② 決済の開始日
2025年7月17日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付け等は現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状況に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第52条の9第1項の定めによる金融庁の認可（公開買付者が受ける認可及びN T Tが受ける認可を総称して、以下「本認可」といいます。）を受けることができなかった場合、金融庁から本認可を受けたが、本認可に公開買付者又はN T Tが同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認のうえ、解除してください。

オンライントレードで応募された契約の解除は、オンライントレード上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンライントレード上の操作による場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続きを行ってください。なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続きを行うことが可能です。なお、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類(その写しを含みます。)を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

2025年5月30日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は2025年5月29日開催の取締役会において、公開買付者による対象者株式に対する本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことでした。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

公開買付者は、2025年5月29日付で、対象者、並びに対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で、①三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について合意し、かかる諸条件について定めた本基本契約を締結しております。本基本契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行及び対象者との間で、本運営覚書、本遵守覚書並びに本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）を締結しております。また、公開買付者は、本株式併合の効力発生後、対象者との間で本業務提携契約（公開買付者・対象者）及び本グループ関連契約を締結することを検討しておりますが、これらの各契約等の詳細については、今後関係者間で協議・交渉することを想定しており、本日現在、具体的な内容は未定です。これらの詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月9日付で「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

会計期間	2025年3月期累計期間
経常収益	146,521 百万円
経常費用	108,331 百万円
経常利益	38,189 百万円
特別利益	3,679 百万円
特別損失	94 百万円
当期純利益	28,127 百万円

(ii) 1株当たりの状況

会計期間	2025年3月期累計期間
1株当たり当期純利益	186.54 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	— 円
1株当たり配当額	19.00 円

② 「2026年3月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年5月29日開催の取締役会において、2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、

対象者が 2025 年 5 月 29 日に公表した「2026 年 3 月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 本資本業務提携（SBI）の公表

SBI ホールディングスは、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、NTT による SBI ホールディングスへの出資を含む本資本業務提携（SBI）について公表したとのことです。詳細につきましては、NTT が 2025 年 5 月 29 日に公表した「SBI ホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び SBI ホールディングスが 2025 年 5 月 29 日に公表した「日本電信電話株式会社との資本業務提携及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しの記載が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。